## 平成18年6月16日

## 1.出席議員

議	長	杉	原	豊	喜
1	番	上	田	雄	_
3	番	Щ	П	裕	子
5	番	大河	可内		智
7	番	古	Ш	盛	義
9	番	Щ	П	良	広
11	番	Щ	﨑	鉄	好
13	番	前	田	法	弘
15	番	石	橋	敏	伸
17	番	小	池	_	哉
19	番	Щ	П	昌	宏
21	番	吉	原	武	藤
23	番	江	原	_	雄
27	番	髙	木	佐-	一郎
29	番	黒	岩	幸	生

副議長 牟 田 勝 浩 2 番 浦 泰孝 松尾陽輔 4 6 番 宮本栄八 8 番 上 野 淑 子 番 吉川里已 10 末 藤 正 幸 12 小 栁 義 和 14 番 16 番 樋 渡 博 德 18 番 大 渡 幸 雄 番 松尾初秋 20 22 番 平 野 邦 夫 川原千秋 26 番 永 起 雄 28 富 30 番 谷 口 攝 久

## 2. 欠席議員

なし

## 3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 緒 方 正 義 次長兼総務係長 黒 川 和 広 議 事 係 長 松 尾 和 久 議 事 係 員 森 正 文

# 4.地方自治法第121条により出席した者

市					長	杠	Ã	渡	啓	祐
副	市			長	큳	5	賀		滋	
副	市			長	J	t	田	芳	洋	
教		育			長	厦	Ī	木	信	昌
総	務		部		長	J	t	庭	健	Ξ
企	画		部		長	自	ή	田	敏	美
市目	₹ 環	ŧ ţ	竟	部	長	菔	泰	﨑	勝	行
福祉	上保	₹ f	建	部	長	F	Þ	原	正	敏
経	済		部		長	₹	公	尾	茂	樹
建	設		部		長	J	t	石	隆	淳
Щ	内	支	F	沂	長	В	B	代	裕	志
北	方	支	F	沂	長	Ħ	F	次	隆	裕
教	育		部		長	럳	5	賀	堯	示
水	道		部		長	f	₽	藤	元	康
市民	病	院	事	務	長	7	k	寺	甚	藏
総	務		課		長	큳	5	賀	雅	章
財	政		課		長	*	<b>大</b>		基	治
企	画		課		長	털	宮	下	正	博
選挙管理委員会事務局長 古 川 正 一					明					
監査	委員	<b>事</b>	移	局	長	Ц	Ц	下	眞	琴
農業	委 員	숲	事系	务局	長	<b>₹</b>	<b>大</b> 木	Щ	義	秀

	議事	日 程	第 7 号
			6月16日(金)10時開議
日程第1	第63号議案	平成18年度武雄市	5一般会計予算(質疑・所管常任委員会分
		割付託)	
日程第2	第64号議案	平成18年度武雄市	5国民健康保険特別会計予算(質疑・福祉
		生活常任委員会依	<b>†託</b> )
日程第3	第65号議案	平成18年度武雄市	5老人保健特別会計予算(質疑・福祉生活
		常任委員会付託)	
日程第4	第66号議案	平成18年度武雄市	5農業集落排水事業特別会計予算(質疑・
		建設常任委員会依	<b>†託</b> )
日程第5	第67号議案	平成18年度武雄市	5公共下水道事業特別会計予算(質疑・建
		設常任委員会付記	E)
日程第6	第68号議案	平成18年度武雄市	5土地区画整理事業特別会計予算(質疑・
		建設常任委員会依	計託)
日程第7	第69号議案	平成18年度武雄市	<sup>5</sup> 競輪事業特別会計予算(質疑・産業経済
		常任委員会付託)	
日程第8	第70号議案	平成18年度武雄市	5給湯事業特別会計予算(質疑・産業経済
		常任委員会付託)	
日程第9	第71号議案	平成18年度武雄市	o 交通災害共済特別会計予算(質疑・総務
		文教常任委員会位	1託)
日程第10	第72号議案	平成18年度武雄市	5病院事業会計予算(質疑・福祉生活常任
		委員会付託)	
日程第11	第73号議案	平成18年度武雄市	が道事業会計予算(質疑・建設常任委員
		会付託)	
日程第12	第74号議案	平成18年度武雄市	五工業用水道事業会計予算(質疑・建設常
		任委員会付託)	
日程第13	報告第2号	平成17年度武雄市	5一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に
		ついて(質疑)	
日程第14	報告第3号	平成17年度武雄市	5土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰
		越計算書の報告に	こついて(質疑)
日程第15	報告第4号	平成17年度武雄市	5公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越
		計算書の報告につ	りいて(質疑)
日程第16	報告第5号	平成17年度武雄市	5土地開発公社事業報告について(質疑)

日程第17	報告第6号	平成17年度財団法人佐賀勤労者福祉事業団事業報告につい
		て(質疑)
日程第18	報告第7号	平成17年度財団法人武雄市体育協会事業報告について
		(質疑)
日程第19	報告第8号	専決処分の報告について(質疑)
日程第20	請願第1号	「JR九州への支援策等に関する意見書」の提出をお願い
		する請願(趣旨説明・質疑・福祉生活常任委員会付託)
日程第21	請願第2号	「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対
		策を求める意見書」の提出を求める請願(趣旨説明・
		質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第22	請願第3号	「高金利引き下げに関する意見書」の提出を求める請願
		(趣旨説明・質疑・総務文教常任委員会付託)

開 議 10時1分

## 議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

きのうの第54号議案及び第55号議案の審議の際、30番谷口議員から資料請求があった件は、 関係資料を自席に配付させておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、日程に基づき議案審議を続けます。

日程第1.第63号議案 平成18年度武雄市一般会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

### 大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。第63号議案 平成18年度武雄市一般会計予算について補足説明を申 し上げます。

本議案は、本市の平成18年度の年間予算として御提案しているものでございます。今回御提案しております予算議案が議決されますと、現在の暫定予算は今回の予算に吸収されることになります。

それでは、予算の内容について御説明いたします。

予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

平成18年度の一般会計予算は、歳入歳出予算、継続費、債務負担行為、地方債、一時借入 金及び歳出予算の流用からなっております。

まず、第1条の歳入歳出予算でございますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,527,130千円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、予算書の2ページから7ページにかけまして、「第1表 歳入歳出予算」に定めております。

それではまず、歳入につきまして、主なものを説明いたします。予算に関する説明書の方の10ページからでございます。

まず、市税でございますが、個人市民税は1,306,731千円を計上しております。17年度の決算見込み額を勘案するとともに、17年度税制改正に伴う増収分を見込んでおります。法人市民税は444,895千円を計上しております。17年度の決算見込み額等を勘案するとともに、合併に伴い旧山内町及び旧北方町にかかわる法人税割の税率が12.3%から14.7%となることに伴う増収分を見込んでおります。

11ページの固定資産税については2,496,208千円を計上しております。合併に伴い、18年度から旧山内町及び旧北方町の税率が1.40%から1.48%になることに伴う増収分を見込んでおりますが、18年度は評価がえの年であり、評価がえに伴う減収が見込まれるところでございます。

次に、14ページの地方譲与税でございます。

所得譲与税では353,000千円を計上しております。国の三位一体改革に伴う国庫補助負担金の廃止に伴う税源移譲分について、18年度においても暫定的措置として、所得譲与税で措置されることになったため、県の試算等に基づき計上しております。

次に、17ページ中段の地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税を合わせて 6,668,000千円を計上しております。算定に当たっては、18年度の地方財政計画をもとに見 込むとともに、合併に伴う財政支援措置分等を加味して見積もっております。

なお、18年度の地方財政計画において、地方公共団体に交付される地方交付税の総額が17年度と比較して5.9%減とされたところでございます。このため、普通交付税については、5,611,000千円、特別交付税については1,057,000千円を計上しております。

続きまして、22ページから24ページまでは国庫支出金として、国庫負担金1,116,565千円、 国庫補助金で351,775千円、国庫委託金で28,500千円を計上しております。

次に、25ページから30ページまで。県支出金として、県負担金444,988千円、県補助金384,901千円、県委託金60,533千円を計上しております。

次に、33ページ中段からの繰入金でございます。

特別会計繰入金では、給湯事業特別会計からの繰入金を7,500千円計上しております。基金繰入金については850,923千円を計上しております。特定目的基金から関係する事業の財源とするため、繰入金を計上しているほか、財源不足に対応するため、財政調整基金から370,000千円、公共施設整備基金から4億円の取り崩しをお願いしております。

以上、歳入について御説明いたしました。

続きまして、歳出について、主な内容について御説明いたします。

予算説明書の43ページからでございます。

なお、予算額の金額については、説明を割愛させていただきます。

議会費では、議会の会議録作成委託料ほか議会運営に要する経費を計上いたしております。 44ページからの2款.総務費では、一般管理費、市ホームページをリニューアルするため の経費や、ケーブルテレビによる行政情報を提供するための経費など、情報化に要する経費、 合併に伴う電算システムの統合経費など、合併対策費などの総務管理費、これからのまちづ くりの指針とする総合計画策定経費や企業誘致に要する経費等を計上しております。

66ページからの民生費では、老人福祉、障害者福祉、乳幼児医療など、児童福祉及び生活保護に要する経費等を計上しております。

82ページからの衛生費では、市民の健康を守るための各種事業に要する経費等を計上しております。また、環境対策として、じんかい収集処理に要する経費等を計上しております。

92ページからの農林業費では、園芸栽培施設の整備に対する助成費など農業の振興に要する経費、優良家畜の導入に対する助成費など畜産業の振興に要する経費、林道整備など林業の振興に要する経費を計上しております。

106ページからの商工費では、地元物産の振興、中小企業の支援等に要する経費、観光宣伝、観光関係団体への助成、観光施設の維持管理に要する経費等を計上しております。

次に、111ページ下段からの土木費では、武雄高橋線、白水唐原住宅線ほかの改良工事費 や北方中央線新設工事費等の主要道路整備事業費を計上しております。また、交通安全施設 整備工事費等を計上しております。

124ページからの消防費では、小型動力ポンプ購入費等を計上しております。

126ページからの教育費では、131ページ下段からの小学校費で北方小学校耐震診断業務委託料、東川登小学校校舎大規模改造事業に要する経費、北方小学校アスベスト除去工事費等を計上しております。

135ページ中段からの中学校費では、北方中学校屋内運動場大規模改造工事に要する経費、武雄北中学校屋根改修工事費等を計上しております。

138ページ下段からの社会教育費では、文化財保護費で史跡おつぼ山神籠石公有化事業に伴う所要経費を計上しております。

以上、第1条 歳入歳出予算についての説明でございます。

続きまして、第2条 継続費について御説明いたします。

予算書の、薄い方でございますけれども、8ページでございます。今回は、東川登小学校施設整備事業については、18年度から19年度までの2カ年度事業として計画しており、事業期間中は仮設校舎を設置して対応することにしております。このため、2カ年度にわたり利用する仮設校舎の賃貸借契約を締結するため、継続費の設定を行うものです。継続費の総額を65,205千円として、18年度の年割額を24,219千円、19年度の年割額を40,986千円とするも

のでございます。

続きまして、第3条 債務負担行為について御説明いたします。

予算書の9ページでございます。今回は、四つの事項についての債務負担行為の設定をお願いしております。

まず、武雄市土地開発公社が金融機関及びその上部団体に対する債務の損失補償については、同公社が金融機関及びその上部団体から借り入れる事業費に対する元金、利子及び遅延利息にかかわる損失補償について債務負担行為を設定するものでございます。

庁舎通信システム整備借上料については、耐用年数が満了する電話交換機を更新することに伴う電話交換機の借上料について、期間及び限度額を設定するものです。地籍情報管理システム借上料及び障害者台帳システム借上料については、合併に伴い、それぞれの電算システムを統合化することに伴う機器等の借上料について期間及び限度額を設定するものです。

続きまして、第4条 地方債について御説明いたします。予算書の10ページからでございます。

地方債につきましては、予算書に掲げておりますそれぞれの起債事業にかかわる市債及び 住民税等減税補てん債、臨時財政対策債について、限度額、起債の方法、利率及び償還の方 法を定めるものでございます。

続きまして、予算書の1ページに戻っていただきまして、第5条の一時借入金でございますが、借入金の最高額を10億円といたしております。

第6条の歳出予算の流用については、歳出予算の各項間での流用について規定をしたものでございます。

以上、第63号議案 平成18年度武雄市一般会計予算についての補足説明でございます。よるしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

### 議長(杉原豊喜君)

第63号議案に対する質疑を開始いたします。なお、質疑は区分をいたします。

最初に、第1条 歳入歳出予算について質疑を開始いたします。20番松尾議員 20番(松尾初秋君)[登壇]

おはようございます。新車購入の件でお尋ねをしていきたいと思います。私も実は総務委員会に所属しておりますので、その委員会でも聞かれるわけでございますが、市長に基本的考えを問うてみたいと思います。

るる一般質問でいろいろ話を聞きました、ある程度わかります。それで、ここにおってちょっと新聞を持ってきましたけど、5月10日の読売新聞によると、黒塗りを廃止ということで、黒塗り市長専用車を廃止、売却し、災害時でもトップが現場に駆けつけるよう四輪駆動を導入したいと発表したということですね。それで、黒塗りは特権階級の象徴、市民の市政参加を呼びかける立場上、使用は好ましくないと言いと、低公害のハイブリッドカーを検討

していると、そして、黒塗りの乗用車が必要な会議があるとして、1台は公用車として残す という話でございました。

まず、これは理由は黒塗りの特権階級が象徴だからいかんというのが一番の理由だと思います。なら、例えば、色を塗りかえるとか、赤とか黄とか青とか何でも色は塗りかえることもできるわけですよね、そういう選択肢が何でできなかったのか。それともう一つ、災害時でも駆けつけるように四駆を買われるということですけれども、四駆は実は旧武雄市では2台あったのが合併後は6台にふえているから、そういうのを使ってもいいんじゃないかなと思うわけですよね、わざわざ買う必要があるのかなと、そういうふうに思います。

それで、それなりに、その車は所管のどこかの課に配置されていると思いますけれども、考え方として、1台残される車は議長優先車として、来客の送迎とか、必要な場合は市長も使用するというふうな話を聞いております。ということは、もやーもんして使いよっということですもんね。ということは、今ある車をもやーもんして使ってもいいのではないかと思いますけれども、以上2点お尋ねしたいと思います。

### 議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

私の方でまず答弁をさせていただきたいと思います。

御質問ごさいましたように、この公用車の取り扱いにつきましては、12日、一般質問2日目の1番議員の質問に市長からの答弁があったところでございます。一つ、まず色を塗りかえたらどうかというようなことでございますけれども、今回特に公用車を廃止して切りかえるということの中に、災害用に特に対応したいというようなこともございまして、現在の公用車を塗りかえるということでは対応できないんじゃないかというふうに思っております。

それから、ほかの市の中にも災害用が、四駆といいますか、6台ぐらいあるんじゃないかということでございます。確かに、本庁、支所の方に四駆を用意しておりますけれども、これは特にもう災害となりますと、事業課につきましてはそれぞれもういろんなところに行かんといかんと、もうほとんどそれでこの四駆の公用車については出払う状態になろうかというふうに思っておりますので、改めてこれを市長が使うということにはならないということで、今回考えたところでございます。

それから、議長優先車をもやーもんしたらどうかと、相互利用したらどうかということで ございますけれども、今の市長車をということでございますけれども、

[20番「違う、違う」]

四駆をでしょう。

〔20番「今ある四駆を」〕

特に、記事などにございますように、一定、黒塗りというのはまた一般的な視点からも必

要な部分はあると、そういうことで、公人の送迎等にも使いたいというようなことと、また、議長車を廃止するには議会との御協議も必要かというふうに思いますし、特に、そういった公人用も含めて使うということでございますので、1台は残したいということで予算を計上しているところでございます。

### 議長(杉原豊喜君)

20番松尾初秋議員

質疑をされる場合はなるべく予算書のページ数を述べてからお願いしたいと思います。今 45ページをされております。

20番(松尾初秋君)〔登壇〕

その45ページについて再度お尋ねしたいんですけれども、今度はちょっと視点を変えて、 ここに低公害のハイブリッドカーを検討しているということで、それはわかります。

そこで、今4台公用車がある中で、3台を売却予定ということですね。今あるのが、クラウンの3000ccの平成13年式、セドリックの3000cc平成6年式、クラウンの3000cc平成6年式、クラウンの3000cc平成6年式、クラウンの2000cc平成6年式ですよね。私がここでびっくりしたのは、この売却予定の中にセドリックの平成6年式とクラウンの平成6年式とまたクラウンの平成16年式ですよね。ということは、この平成16年式はハイブリッドカーなんですよね。では、これをとっとくべきじゃないかなと思うわけですよね、その方が一番合致しているんじゃないかなと思うとですよ、市長の考え方にですよ。市長は低公害で少しでも燃料を節約ができるような環境に優しい車を、四駆を導入するという話だったのですけれども、とっとく車の1台がそういうふうな車をとっとかんで売ると、その辺がちょっと矛盾があるなという感じがいたしました。それに、これは排気量が小さい分燃費もいいと思いますので、特に、この2000ccのクラウン、2000ccといえども、乗り心地はクラウンなので私はいいと思いますので、その辺を検討できないか、再度お尋ねしたいと思います。

## 議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

前の市長車もハイブリッドカーだから、これを使ったらどうかというような趣旨の御質問かと思います。確かに、前の旧武雄市長車は、マイルドハイブリッドカーというような呼び方をされております。これ若干ハイブリッドとマイルドハイブリッドの違いということで、私ども調べてみました。また、あと燃費、それから特に、環境対策、この辺についても若干触れながら御説明をさせていただきたいと思います。

まず、ハイブリッド車でございますけれども、今回購入を予定しているものでございます。 これは始動時の補助としてガソリンエンジンを使用して、通常走行は電気モーターを使用す ることが多いと、そのため、排気ガスが少なく、ガソリンの消費量も少ない、電気が主であ り、ガソリンが補助というような対策を講じられた車でございます。

マイルドハイブリッドカーにつきましては、停車時にガソリンエンジンが停止する。走行はあくまでガソリンで行う。通常のガソリン車はエンジンが停止した時点で停止するということになりますけど、マイルドハイブリッドの場合は、エンジンが停止した時点で電気に切りかわって、エアコンやカーナビなどが使用できると、信号待ち等の停車時に排気ガスを抑えかつ車内環境を快適に保つために電気モーターを使用していると。結果としましては、信号が少ないところとか、高速道路での長距離移動が多い場合には通常のガソリン車とほぼ変わらないと、要するにガソリンが主であって電気が補助であると。

それから、燃費等でございますけれども、燃費につきましては、旧市長車と今回予定している分では年間600千円ぐらい。それから、これは年2万5,000キロを走行したと想定した中でございます。旧北方町長車と比較しまして年間1,000千円ぐらい。(発言する者あり)済みません、年間60千円から100千円ということで、10年間で600千円から1,000千円の違いがあるということです。

それから、環境対策としまして、CO2の排出量で旧市長車と比べますと、ハイブリッドカーの方が28.0%より対策が講じることができると。それから、窒素酸化物につきましては、ほとんどもうマイルドハイブリッドというんですか、これは除去できなくて、ハイブリッドカーと比較しますと48%ぐらいの除去効果があるというようなことで、こういったことも含めまして、今回旧市長車は、それともう一つ、これは財政的にやはり貢献をするというようなことで、より高く売れるという部分も考慮いたしまして、旧市長車がより下取りということでお尋ねしましたけれども、高くとってもらえるというようなことも含めまして、今回このような予算の計上をさせていただいております。

〔29番「議長、関連」〕

議長(杉原豊喜君)

29番黒岩議員

29番(黒岩幸生君)〔登壇〕

ただいま松尾議員に対する答弁を聞いておりまして、非常に気になりましたので関連して 質問したいと思います。いいでしょうか。

ただいま総務部長の説明の中で、松尾議員に対して、きょう災害発生となれば、四駆はすべて出払うと、事業課が出ますので。だから市長が使えないと、こうおっしゃったですね。 災害時にですね、じゃあ、市長はいつも単独で動かれたんですか。そういうことないでしょう。やはり市長というのは、何か大きな災害があったときはまず庁舎に駆けつける、これが一般の常識ですね、武雄では知りませんけどね。それで、そこで指令をする、必要にあっては現場に行くと、こういうことだと思うんです。そんな市長車を市長さん単独で現場にやっ たら大変ですよ、やめてください、そういうことしとったら。やはりちゃんとした係の指導のもとにつれて、大事な市長ですから。そういうことしてたんですか、違うでしょう。だから、苦しい答弁はやめて、やはりちゃんとした答弁をしなければ大変なことになるよ。せっかく市長がいろんなこと考えているのがむだになりますから、それは改めて答弁してください。

私は、市長が黒塗りの車を廃止すると、市民参加ですかね、市民参加をねらう立場からやっぱり特権的な黒塗りの車はだめだという考えをされたというのは大賛成だったんですよ、非常にいいことだなと、こういう考えしました。やはり、特権的な考えをやめていくということは大事なことだと思うんですね。だから、このように東大出のエリートで、こういう人だから、やっぱり庶民的になってくれるのかなという希望がやはり市民にわくわけです。(発言する者あり)だから、そういうことに大賛成なんです。実は、皆さん御存じと思いますけれども、北方町の町長さんは以前は杵島7町の会長さんだった。そういうときには、会長でしたので、会議があるときにはいつも7台の黒塗りの車が玄関前にずらりと並んでいたと、そこに運転手さんがいつもおられた。こういう感じがいつも見えていたんです。そういうことに対して、市民の考えることというのは、皆さん方から考えても明らかなことと思うんです。だから、特権的な黒塗りの車を廃止すると言われたことは大賛成だったわけでございますけれども、あと1台の黒塗りを残すということにはやはりひっかかるところです。

市民総参加を願うから、市長はその黒塗り、特権階級をやめたいということに対して、議員は住民の代表だと思っているわけです、常に。その代表が議長であって、市長は市民のために黒塗りの特権車やめるということに対して、市民の代表の議長が黒塗り車乗るということがどうしても間尺に合わないわけでございます。

そこで、予算編成に当たってでございますけれども、これ市長にお伺いしますけれども、 予算編成に当たって、やはり市長に限らず幹部職員、あるいは一般職員、あるいは議会に対 してもこれからは特権階級をやめよう、そういう意識をやめようというふうな考え方はなさ れなかったのか、質問します。

議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

大庭総務部長 [ 登壇 ]

お答えいたします。

先ほどの説明で、若干説明不足があったことをおわび申し上げます。

災害時に全部出払うと、市長が単独で動くことはないというような趣旨の御質問だったかと思います。もう災害時になりますと、事業課はほとんどまずその災害箇所に出ていって報告をしなくてはなりません。確かに、議員おっしゃいますように、災害対策本部が設置されますと、本部長は市長でございます。市長から指示が行きます。どうしても、市長が本部長

も現地に行くということになりますと、今回予定しております四駆のハイブリッドカーを使って、単独ということではございませんで、総務課に職員を配置しておりますので、それと、あと職員がついていくというようなことで対応をしていきたいというふうに思っております。 議長(杉原豊喜君)

黒塗りの車を1台残すことについてということで答弁をお願いしたいと思います。 樋渡市 長

### 樋渡市長〔登壇〕

私の方からも答弁をさせていただきます。

まず、1点目の災害対応車を市長車に振り分けてはどうかということで、私の方からまず補足説明をさせていただきたいと思いますけれども、私は沖縄、あるいは高槻で、実際災害の現場に陣頭指揮をとったこともあります。市長、あるいは知事にその場に行ってもらったこともあります。沖縄開発庁長官にも、鈴木宗男さんだったですけれども、行ってもらったことがあります。そのときに、まさか振り分けるという発想は災害の現場では全くないです。市長専用、あるいは首長専用というのは必ず災害のときには別個確保しないと、何が起きるかわからないというのが災害前、災害中、災害後の話であります。

したがいまして、私は実際いろんな検討をしたときに、この四駆を振り分けをできないかというのは庁内議論でもあったわけであります。私は首長として、その点については全く庁内議論にも同意はできず、私は市長車として別に分けとくべきだというのが基本的な私の認識であります。

2点目の、なぜ黒塗りの公用車を残しておくのかという御質問、よろしいでしょうか。 〔29番「はい」〕

これにつきましては、原則は私も全部廃止だというのが基本的な私の筋であります。しかし、どうでしょうか。私も市長に就任して、もう何人ものお客さんが県内外からお見えであります。そのときに、やはり公人として、市のお客様としてお迎えする立場からすれば、私は社会的通念からすれば、市長は自分の決意からこういうふうに乗ることはできると。しかし、私は公人が外からお見えのときまでそれに強要するのはどうかなということ。したがって、その現実的な立場、そしてもう一つが、黒塗りの公用車について、今般私が急いだ趣旨は、あくまでも私は自分の政治的姿勢として、今般、災害対応用のエコのハイブリッドカーということでした次第でありまして、議会はまた議会で、また別の判断があろうかと思います。私はそれを強要するものではありませんし、まさにそれは市民の皆さんがどう思うか、あるいは議会の皆さんがどう思うか、それは別途の議論に私は委ねていきたいというふうに市長として思っております。

そして、最後に特権階級の話がありましたけれども、私は自分のブログ、あるいは1番上 田議員にお答えしたときに、特権階級という言葉は使った記憶のあんまいなかとですね、特 権意識。そいは読売新聞には書いちゃったばってん、あんまいそれは、書いてあることと言いよっことと往々にして違うけんですね、きょうは記者さんおんしゃれんばってんですね。 それよりもむしろ、その市民参加を呼びかける観点から私はそういうふうに、ちょっと記憶 違いかもしれませんけれども、そのように思った次第であります。

## 議長(杉原豊喜君)

#### 29番黒岩議員

## 29番(黒岩幸生君)〔登壇〕

少しばかり歯車が合いそうで合わないわけでございますけれども、市長、災害対応車について云々言っていないです。私が総務部長に言ったのは、今まで災害があったときに市長車が災害車じゃなかったので、車が1台もないと、災害現場に出られないと、だから、市長車をその四駆にしなきゃいけないという論法はおかしいんじゃないですかと言ったわけですから。だから、もちろん行けるんであればよりいいかもわかりませんよね、どうせ買うなら四駆となるかもわかりませんけれども、今までそういうことはないと、市長が行かれないような言われ方されましたので、今までなかったのに、じゃあどうしてたんですかという話をしただけですね、そのこといいですか、そういうことです。

それから、市長が言われるのは、市民参加型の行政、これはやっぱり強調されるわけですね、庶民的な。それいいんですよ、だから、この前言われたとおりで行きますと、市民参加型の行政を行う者として、特権的な黒塗りの車はやっぱり要らないという感じになったですね。だから、それはいいんですよ。そうならない、特権的にならないようにされているんだろうと思います、いいことだと言っているんですよ。何もいろいろ言っているわけじゃございません。

それから、来客が多いと、確かに多いかもしれませんね。今までの市長さん少なかったかもしれません。しかし、調べてみたらほとんどないんですよね、車が要るような来客が。ほとんどの方がやっぱり今車です、それこそ黒塗りの車で来られます、偉い人はですね。だから、送迎用の車って本当は要らないというような状態です。また、市長にほとんどがお客さんって来られますので、市長がおられるときはやはりすばらしいハイブリッドカーの市長が乗られる車でいいわけですね。うちはこういうのに乗っておりますよと宣伝にもなるわけですから、いいことです。ほとんど来客用にとっておく必要が果たしてあるのかということと、それから、それは議会のことだと言われるとおしまいかわかりませんけれども、買うときには議会にもそこは考えてもらいたかったですね。片一方は市民代表、市民参加を呼びかける立場から市長としてはもう黒塗りは要らないよと言いながら、議会にはそれもあれでしょう。クラウンの北方町長車でしょう、最高級車ですよね、これね、もうすばらしかですよ、乗ってみたとき。私も何回か横に乗せてもらったことありますけれども、そういうこの市民から見たときには予算かれこれわかりませんから、やはり対比されますよと、それやっぱり両輪

のごとくて、せめてそこまで心を、気配りしてよかったんじゃなかろうかということと、やはりどうせ市長はそうされるんであれば、先ほど申しましたように、幹部職員に限らず、一般職員、だれかの一般質問でありよったですね。はい、何々ですって名前を言うようになられたと、変わっていっているんですよ。だから、もっと変えたらどうかという意味で質問したわけでございますので、決して新たな災害対応車置いとくことに反対しているわけじゃないんです。部長が言われた車がないんだよということに対して違うですよということですから。市長に答えていただきたいのは、やはり、庶民的な考え方を広く広げるということで、幹部職員、あるいは市役所職員、あるいは議会にも働きかけるという意思は今後もないのかお伺いして、再質問を終わります。

#### 議長(杉原豊喜君)

予算書の内容ですので、答弁をお願いしたいと思います。樋渡市長

#### 樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

まず、1点目の今までなかったんではないかという議論であったと思います。私も災害については、阪神・淡路大震災、あるいは西方沖地震のときに、あそこも今までなかったわけですね。だから、今までなかったからといって、今後もないであろうというのは、いや多分そういう質問されたと思いますよ。私は災害は備えあって災害に備えるという立場から私は必要だというふうに認識をまずしております。したがって、総務部長の答弁については100%支持したいというふうに思っております。

2点目の特権階級云々で議会への今後の働きかけの部分でありますが、これは物に応じて 私はやっていきたいというふうに思います。あくまでも地方自治法上、市長と議会というの は別個の権能を有するものだというのが私の今までの基本的な認識であります。したがって、 これは私は自分の政治的判断として、別個の物だと思って判断したので、私がまず最初に先 駆けと思ってしたことであります。しかし、当然のことながら、事案によっては議会と協調 して共同してやる分、こっちの方が多かというふうに思っております。これについては、私 の政治信条でもありますけれども、共同して強調してやっていきたいというふうに思ってお ります。

### 議長(杉原豊喜君)

#### 29番黒岩議員

## 29番(黒岩幸生君)〔登壇〕

何遍も、3回もていうぎ嫌われるけんあんまい言いとうなかですけれども、結局、一番最初に総務部長が災害発生時と、ここちゃんと書いておりますけど、松尾議員の質問に対して、災害発生時となれば、四駆は事業課が出るのでほとんどいないと、だから、災害現場じゃ市長単独で行かんばけんがなかよと、だから買うと言われたから、じゃあ、今まではなかった

のじゃないのかと、行きよらんやったとかというんですよ。だから、四駆を買って、少し金をかけることによって、より行動範囲が広がれば、悪いて何も言っていないんです。ただ、部長が今までは、じゃあ、市長は行っていなかったんですかと。事業課がすべて出ていくって言うからですね。今度ふえたんでしょう、何台やったですかね。武雄が2台、山内3台、北方1台の四駆あるわけですね。だから、そういう言い方やなくて、今市長が言うような言い方したがよかったじゃなかですかと言ったんですね。だから、部長に言ったんですよ。市長はそれに答えられましたけど、そのことですので、あえて訂正されるなら訂正でいいですけど、されなかったらされなかったで結構です。部長が最初に言った言葉に対して、松尾議員に答えたから、そのことに対して私は指摘をしたつもりでございますので。

#### 議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、今の御質問に対しては、先ほど市長が答弁されたとおりでございまして、今まで行っていなかったとかいうことではございません。ただ、即時対応するというようなことが、 もう災害は必要でございますので、その辺は市長が答弁されたとおりでございます。

#### 議長(杉原豊喜君)

21番吉原議員

21番(吉原武藤君)〔登壇〕

私は少し違った観点から、今の2款1項1目.総務管理費の18節の備品購入費の四駆の購入の件でございますけれども、私は災害の現場を預かる者として大変喜んでおります。というのは、これまでも災害の現場で市長に来てもらったことは余り記憶にございません。そういうことで大変私は歓迎をいたしております。ただ、今回、インターネットで2台の車を売却するというのが新聞紙上に載っておりました。それで、購入について今回2,760千円の予算を提示されておりますけれども、今回この車を2台売却することによって、その得た金額というのは次の9月の補正予算で今度新車の購入額を減額するのか。

それともう1点は、今回のインターネットオークションで販売をするというようなことですけれども、この販売方法をどのような方法で行われるのか。現在、2台インターネットオークションでするというようなことですけれども、恐らく平成6年のセドリックとクラウンだと思います。これは車検があと1年余りついております。そのようなことで、そのインターネットオークションにかけられるときにどのような形態で、廃車をしてインターネットオークションにするのか。それとも、車検がついて、武雄市の所有車のままでインターネットオークションにかけるのか、2点をお尋ねいたしたいと思います。

### 議長(杉原豊喜君)

### 大庭総務部長

大庭総務部長 [ 登壇 ]

御説明申し上げます。

まず、この公用車につきましては、下取り、競売、それからオークション、いろいろな方法があろうかと思います。特に、高く売れる方法でということで考えておりまして、今回の予算につきましては、1番議員の質問にも御答弁ありましたように、もし、下取りよりもオークションが値の売買価格が高いとなれば、これは9月の補正で組み替えをして、またお願いをしたいというふうに思っております。

オークションにつきましては、現在ネットオークションというようなことでヤフー等のプロバイダーに委託している場合が多いようでございますけれども、この辺についてはどういう方法がいいのか、現在検討しておりまして、通常はヤフー等のプロバイダーに委託して行うという方が多いようでございますので、これを中心に考えていきたいと思っております。

### 議長(杉原豊喜君)

21番吉原議員

21番(吉原武藤君)〔登壇〕

幾ら平成6年の車でも武雄市の市民の財産でございますので、私はもし、そういう売却することになれば、恐らく抹消をして販売をした方が後に問題が残らんでいいのではないか。今、恐らく武雄市でも放置車両の問題とかということで、費用をかけて処分もしております。そのようなことで、武雄市の所有権がついたまま売却をしたと、どこかに行って、とうとう名義変更ができんやったと、でけんで、公用車ですから、税金は無税です。ですから、次の車検までは名義変更もせんで、所有権移転をせんで使用できると。そこで、どこかで事故をしたと、事故して乗っていた人が補償能力がなかったと、これはもうまさに所有者の責任になりますので、武雄市の責任になります。

そしてまた、今月1日から道路交通法が一部改正になりまして、駐車問題が非常に厳しくなりました。これも、駐車違反で検挙された場合、検挙された人が反則金を払わんやったら 所有者が払らないかんというような今回の法律改正でございます。

そのようなことで、やはりそのまま期限がついたまま売ったらいろいろな問題が生じるのではないかというふうに思いますので、そこら辺を、もう1回再質問ですけれども、どう考えていらっしゃるのか、お聞きします。

## 議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まさに、議員おっしゃるように、落札とか売り払った後に徹底しなければならないという

のは名義変更であるというふうに理解をいたしているところでございます。 市の名義のまま であれば自動車税が非課税でございますし、交通事故等の場合にも市に責任が及ぶ可能性が ございます。

そういうことで、方法としては名義変更手続後に現物を渡すべきというふうには、基本的には考えております。そういったことで、今議員御指摘のように、問題が生じないようなことで対応していきたいというふうに思っています。

議長(杉原豊喜君)

30番谷口議員

30番(谷口攝久君)〔登壇〕

今の件ですけれども、私は全く次元の違った形でお尋ねというんですかね、こういう方法 をされたらどうかと思って申し上げます。

今、吉原議員から名義変更の問題等、それに伴ういわゆる事故とか事件、いろんなものがあったときに市の立場とか、あるいはそういうふうなことに対してのきちんとした立場が必要だという質疑と質問がありまして、答弁がありましたが、そのとおりだと思います。

問題は、幾らで売れるかという話も話の中で出てくるわけでしょう、結局は。中古車でしょうからね。私が思うのは、そのままオークションにかけるとか、そうでしょうけれども、付加価値をつけることはないんでしょうか。それが私気になっとるわけですよ。市が何か売るときは、二東三文みたいに、あるいは二東三文とは言わんですけれども、何でも安いですね。それは使った耐用年数とか、それだけで売るからそうなるわけですよ。マリリン・モンローが乗った車が、乗ったというだけでもう何十万円と値打ちがつくわけですよ、ドルで。だから、例えば、じゃあ1回新市長さんが乗った車だから値段が高く売れるとか。例えばの話ですけれども、付加価値の問題をあえて申し上げるのは、そういう処分をして、いわゆる市のやっぱりこれ財産ですから、そういうふうに付加価値をつけて売ることによって、高く売れる、付加価値をつける努力したことによって、随分市民にとってはプラスになるということがあるかもわからんと思うから、そういう点についてはどういうふうな考えで処分をされるか、それをお尋ねしたいと思います。(発言する者あり)

議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

最初から申し上げておりますように、とにかくまず高く売れることを第一義に考えていきたい。ただ、今議員おっしゃいますように、それに付加価値をということについては、現在考えておりませんで、ただ、いろんなところでこの公用車の売り払いについては、ホームページを通じていろんな人が興味を持っておられますので、そういった面で多くの参加がある

のではないかなというふうには期待しております。

議長(杉原豊喜君)

6番宮本議員

6番(宮本栄八君)〔登壇〕

私もちょっと公用車に対しまして、いや私も黒岩議員と同様で、黒塗り廃止ということで、 ああすばらしいなというように思いました、はっきり言いまして。

そして、以前武雄市も助役車を廃止したりして、普通の車の白いやつのバンにして、その 利用価値を高めようということをされておりましたので、今度は助役車からいよいよ市長車 になったかなというふうに、よかったなと思っとったわけです。

それで、先ほども出ておりますけれども、ちょっとよそからのお客さんのために黒塗りを残すということになれば、市民からすれば、黒塗りはもう残っている、ハイブリッド車もあるという、こう二重抱えみたいな感じになって、ガソリン代は安くなるけど維持費とか、そういう保管する費用がかかって、結局一緒ぐらいになるんじゃないかなと、そういうふうな関係もあるんですよね。それで、具体的な質問になるんですけれども、助役車のときは、助役が使わないときにはほかの人が使ってもいいということになっていたんですよね、だから効率いいなと。今度のハイブリッド車が例えば、現場に、災害じゃなくてもみんなが出ているときに、その市長の四駆を利用していいものか。例えば、出張にどこか東京に行っとかれる、何か災害があった、四駆を使わんといかん、でも市長がおらんからそれは寝かせとかんばいかんということになると、またちょっと問題があるかなと。だから、その辺のハイブリッド車は市長車であるが、四駆が要る場合にはそれを利用できるのかが1点です。

それと、黒塗りの保管について、黒塗りを持っていて、もし議長車が古くなったときに、 その黒塗りをそっちにやるとか、そういうことで、補助的に持っとくのだったら意味あるか なというふうにも思うんですけれども、先ほど黒岩議員が言われるように、よその人はもう まず自分たちの黒塗りで来られると、実際してみれば、結局、その黒塗りでお客さんを乗せ ることがもし少なかった場合には、利用価値がなくてもうずっと寝かせているのがほとんど であった場合には、その黒塗りの廃止も考えられるのか、その2点についてお聞きしたいと 思います。

議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず1点、市長だけが使うのかということでございますけれども、我々呼称としましては 市長優先車というような言い方をしておりますので、市長がいないときに何か突発的にある ということであれば、副市長以下職員の利用も考えられるというふうに思っています。 それから、黒塗りを寝かしておくのかということでございましたけれども、これは先ほど市長の答弁でありましたように、議長優先車ということでこれも共用させていただきたいということですけれども、この取り扱いについては、今回の分が済んだ後、また検討させていただきたいということでございます。

## 議長(杉原豊喜君)

#### 22番平野議員

## 22番(平野・夫君)〔登壇〕

歳入の13款、予算説明書でいえば20ページですけれども、4目.土木使用料、この中で市 道占用料について、3点聞いておきたいというふうに思います。

予算書を見ますと、道路占用料では11,937千円、旧武雄市で見ますと17年度予算9,000千円でした。これは条例が専決処分されまして、平成17年と18年比べてみますと、九電の市道占用料は870円から1,300円。これは、1,300円というと第二種電柱ですね。第一種が820円、第三種、6条以上が1,700円。平均とって1,300円で見ますと1.5倍。それから、NTTの電話柱を見ますと、従来武雄市の条例でいきますと320円、これ第一種ですね、これが740円、2.3倍。第二種、第三種に至っては1,200円、1,700円ですから5倍、あるいは4倍というふうに条例が変えられております。

条例と今度の予算見て、17年度からしますとそれだけ条例で決められた占用料高くなっていますので、この16,000千円から17,000千円ぐらい予算がふえるんじゃないかと。ですから、実質8,000千円ぐらいふえるのかなというふうに、いわば期待して、相手が九電でありNTTですからね。そこが条例どおりにされるんだろうという期待を持っておりました。入りをはかりて出るを制すという言葉がありますので、そういうしっかりした大企業ですから、遠慮することはないだろうということで見ておりましたけれども、実際には11,930千円、約12,000千円、3,000千円しかふえていないですね。

そこで、その第1ですけれども、予算で計上されている市道占用料、これが条例どおりに 実際の根拠をもって計算され、計上されているのかと。条例の第2条、占用料徴収条例第2 条を見ますと、市が同意をした占用物件は、物件に対応する別表の占用料の単位の欄に定め る期間と出ております。単位というと、何本占用しているかと、あるいは期間は年ですね、 単位は、これがあります。そうすると、本数、第一種、第二種、第三種それぞれ何本あるか ということをきちんとつかんだ上で、単価を掛けていくというのが、記述そのとおりされて いるのかというのが第1点です。

もう一つ、二つ目の問題では、条例第4条では、当該占用の許可をし、または当該占用の 同意した日から2カ月以内に納入通知書を送り、一括して徴収をする。いわば、集合徴収は 6月1日調定で一斉に通知しますよね、そして入ってくるという仕組みになっておりますけ れども、この道路占用、市道占用料についてはそういうふうになっているのかと。 三つ目の質問ですけれども、別表の占用料でその他の柱類でいうんですか、支線、支柱、支線柱、管路、これが別表の中に定められております。この別表ではその他の柱類では57円、これ平成17年度ではその他の項ではNTTも電話の方でも、その他と規定されていますけれども、平成17年度までは870円だったのが、平成18年度では57円、6%に大幅に引き下げられている。それから、NTTに関して言いますと57円ですので、320円が57円に引き下げられている。一方で第一種、第二種、第三種は県平均並みに引き上げたものの、その他の項で57円まで引き下げる。そういう結果から、何て言いますか、8,000千円、7,000千円ぐらいの使用料の増になるはずだったんだけれども、これが引き下げられている。そういう影響なのかと思いますけれども、その3点、まず答弁していただきたいと思います。

#### 議長(杉原豊喜君)

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

お答えを申し上げたいと思います。

第1点の予算が条例どおり、本数等についてちゃんと精査をして計上されているかという御質問でございますけれども、今回の予算計上につきましては、本数等を精査して、その分で予算計上はいたしておりません。これにつきまして、本数等について、現在九電並びにNTTの方には問い合わせをいたしておりますが、数日間の猶予が欲しいということでございますので、この場での本数等についてもお答えできませんが、後ほど、これについてはお答え申し上げたいというふうに思います。

それから、占用料の徴収でございますけれども、2カ月以内に納入通知書を出して一括徴収をすると、それで、条例では5月31日までになっているということでございますが、これまで2カ月以内に納付書を出して5月31日までという徴収をいたしておりませんでしたので、合併のときのやりとり等々でそのまま今年もその後ということでなっております。

それから、その他の分につきまして、支線、支柱、支線柱、こういったものにつきまして、九電並びにNTT西日本分でございますが、これが非常に単価が安くなっているということでございますが、これにつきましては実は独自で、この占用料につきましては、自治体が独自で設定できるというふうにはなっておりますが、なかなか独自でというのが難しいという点もございまして、実は周辺の市、町あたりの金額等々勘案しまして、大体、県が設定をしている金額にほとんど近いということから、合併協議会の話の中で武雄市につきましては、17年度については山内町が非常に安い形で条例がなされておりましたので、北方町が県の単価、町が乙地で市が甲地ということで県が設定されておりますが、その北方町が乙地ということで設定をされておりましたので、その金額に18年度は設定をすると、それから、19年度につきましては市になりましたので、市は甲地ということになりますので、甲地の金額で設定をするという協議が整っておりますので、そういう形でこれにつきましては金額設定をし

たいと。ただ、言われましたように、支線、支柱、それから支線柱について、非常に金額が低いと、この根拠はと言われますと、その根拠を求めておりますのは県が定めております金額ということで、それに合わせたということでございます。

### 議長(杉原豊喜君)

### 22番平野議員

## 22番(平野・夫君)〔登壇〕

この別表の単価の設定というのは、条例改正がなされたのがもう10年前ですかね。10年間 いわば従来の870円、あるいは320円できていた。これが、その間ほかのところが値上げをし ていったと、県のいろんな援助があったって言われますけれども、独自の条例設定していっ たときに初めて県は県下の平均こうですよって言うんですよね。値上げをしなければ、料金 改定しなければ県は黙っとくわけですね、10年間ほったらかしとったんですから。それを見 ていきますと、そこでもう1点聞いときたいんですけど、その本数を例えば、第一種何本、 第一種というのは電線が2本ですか、3本ですか、電柱から電柱に電線が3本通っているの が第一種っていうんですね、これは820円。第二種というのが4本、5本走っている。第三 種は6本以上。この九電が例えば、武雄市に同意を求めるときに、第一種の電柱何本です、 第二種電柱何本ですと、第三種の電柱は何本ですという申告をせないけませんね、道路使わ せてくださいという側ですから。条例に基づいて武雄市の市長は、その申請書に基づいて同 意をするわけでしょう。この手続されてこなかったということですね。本数チェックしてい ないと、数日間猶予くれと。数日間猶予くれって、九電とかNTTが武雄市内の市道に自分 たちは立てさせてもらっている電柱の本数を数日間かからんとわからんというのは申請書に 何て書いてあるんですか。また、その根拠がないまま市長は今まで印鑑押しとったとですか、 前の市長ですよ。そう言わんと議事録、前市長となりますとね、以前の分とわけときません と。ですから、申請をする九電、NTTも私はもっと毅然としていく必要があると思います ね。数日間調べろと、そして、使わせてくださいという九電、NTTが実は何本ですという 申請をするんであって、それが真実かどうかという実態調査を市でやってくれとは言ってい ませんけど、やった方がかえっていいかもわからんですね。これが一つです。何で数日間、 同意書どうなっているのかというのがあります。ことしの同意書はどうなっているのかと、 単位が年ですから。

もう一つは、独自でやるの難しいと言いますけど、これは条例はあくまでも武雄市道路占用徴収条例。これは国の道路法との関係で、恐らく10年前はね、道路法との関係で武雄市もこの際占用料を見直そうというのがあったわけですね。しかし、それでも武雄市周辺であっても料金の違いが出てきていると。この点では、市長が今回の一般質問でも、福祉やいろんなことに財源が削られている。パイは一緒だと、財政厳しいと。だから、財源どこか見つけてきてくれという答弁をされたことありますね、この一般質問の中でね。そうしますと、や

っぱり条例どおりに申請書をきちんと出させる、そして、単価を掛ける。そしてまた、従来の57円まで引き下げられた理由、これは市の方がきちんと納得のいく理由を持たないと、九電、あるいは県、あるいはNTTが言うから57円に料金設定し直したというんでは、これ使用料で税金とは違いますけどね、公平性を保つことはできないですよね。だって、税金については6月1日ぴしっと家族構成から何から全部調査をして、それで調定出すわけでしょう。そういうことも使用料であったとしましても、きちんと求めていくべきではないかと。

そうしますと、最後ですけれども、19年は甲地になる、金額の設定をし直すと、条例改定ですね。私は19年待たずして、その本数を第一種、第二種、第三種それぞれ計算をし直して、そして、条例どおりに請求出すべきではないか。そうしないと、金額の差が出ますとね、これはやっぱり9月なりの補正で増額をしていく。そういう今の市町村での財政が厳しいというのは、よく一般的に言われておりますので、そうであればあるほど、同意をする側の毅然とした対応が求められているんではないかというふうに考えますので、その点答弁をいただきたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

お答え申し上げます。

10年前から1回も変えずにこれまできとったんではないかという御指摘でございますが、まさしくそのとおりでございます。この点につきましては、合併の協議の中でこのことが明らかになっていく中で、合併を機にこの分についてはもう少し正確にしていくということから、基準を何に求めるかということで、先ほど言いましたように、県の方の設定金額に求めたということでございます。

それから、本数でございますが、先ほど猶予をくれということで回答があったと申しましたのは、実はこれが第一種が3条、第二種が4条、5条、第三種が6条となっておりますが、これは全部通して3条ということでございませんで、ここからここまでは3本、ここから先は4本ということとなりますので、それを調査するためには数日間どうしても要るということでございます。

そういうことで即答ができないと、じゃあ、これまでどうやっとったのかと言いますと、 実は県の方も同じでございますが、ほとんど3本か4本、5本ぐらいまでが主で、6本とい うことは余りないということから、すべてを通して第二種電柱の4条、5条の方の4本、5 本を通っているということで、この金額の方に設定をして、それで大体お金をもらっておっ たということでございまして、県の方もそういう面では決して少ない金額を徴収していない ということでございましたので、武雄の方もこの金額を、県の方の採用した方がより収入が ふえるのではないかということで、これを第二種の方の本数で行きたいということで、して おります。

ただ、第一種、第二種、第三種の何本あるかを正確にと言われますと、先ほど言いましたように、九電の方もきちっとそういう形でせんといかんということで、猶予をくれということだったというふうに思われますので、それは正式数字が出ましたらぜひ御報告を申し上げたいというふうに思います。

それから、19年を待たずに当然その分がわかれば、本数を掛けて金額を要求して、当然補正でもすべきではないかという御指摘でございますが、まさしくそのとおりだというふうに思っております。

ですから、九電並びにNTTの方にその数字を出させまして、どちらが金額が多いかということもございますので、うかつなことは申し上げられませんけれども、うちとしましては第二種で統一して請求した方が高いんじゃないかというふうに思っておりますので、その分で当然予算よりも増というようなことも生じるかと思いますので、そういった形で補正予算等で行いたいというふうに思っております。

それから、支線、支柱並びに支線柱、これにつきましては金額が非常に下がっているんではないかということでございますが、支線というのは電柱から支えるための線をぽとっと引いたというのが支線でございます。それから、支柱というのは支えるためにこっち側にこう小さいのを立てとるのが支柱。それから、その支柱と本線を結ぶ線が支線柱ということだそうですが、そういう形で非常に本柱とは異なっているということから、県の方もこの金額を非常に、57円という金額に設定をされております。

そういう形で、武雄市の方も県の方の設定金額に合わせておりますが、これも当然来年度 は甲地になるわけですので、その分も甲地の金額という形になっていこうかというふうに思 っております。

議長(杉原豊喜君)

19番山口昌宏議員

19番(山口昌宏君)〔登壇〕

1点だけちょっとお尋ねをしたいと思います。

135ページ、私も東川登に住んでおりますので、東川登小学校の件についてちょっとお尋ねをしたいと思います。

その中で、委託料、設備工事監理業務委託料、これ1,339千円と、もう一つ大規模改造の分での監理業務委託料4,175千円、約5,500千円ぐらいになっておりますけれども、昔 昔って言ったらおかしいですけれども、何で、極端な言い方すれば、御船が丘小学校の全面改築じゃなかったですね、御船が丘小学校をつくったときに、監理委託業務をなぜ出すのかとお尋ねをしたんですよ。そいぎ、執行部の答弁として、何と言われたかというぎ、仕事の多かけんが、仕事のよんにゅかけんが、建築の部門では見いきらんけんが、こいは監理を委託

業務に出しますよという話だったんですよ。それでは、今回の監理委託業務はちょっと腑に落ちないところは、箱物としては平成18年度の今回の箱物としては、この間の北方の体育館の分が一つ、そして、東川登の小学校の分が一つ、箱物としては。二つしかなかわけでしょう。そういう中で、職員の中で一級建築士を持っている方何人かなとお尋ねをしたところ、2人と。それに、嘱託職員がもう1人おられますね。その嘱託職員については、こいには載っとらんけんずっと見よったら111ページ。111ページの土木総務費の中の嘱託職員分で載ってくるわけでしょう。この嘱託職員ていうのは立派な方ですよね、今まで例えば、若木の小学校であり、今までつくった分についてはほとんどがこの嘱託職員の実績になっているようでございますけれども、そういう中で、果たして5,500千円も使わんばいかんもんやったとか。箱物二つしかなかとですよ、今年度。そいぎ、3人一級建築士のおんさあ中で、こいば監理委託業務に出さんばいかん理由を教えてください。

#### 議長(杉原豊喜君)

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

建築工事の中には、まさに建築工事とか、あるいは電気工事とか機械設備工事とか、今いるんな業務がございますが、建築本体工事に伴う監理、こういったものについては、建設課の方での建築士の担当職員の方で対応していただくということになっております。

今回予算に上げております監理委託、これにつきましては、電気とか機械とか、そういった部門のみについて、これを外注しようということでございますので、とにかく建設課の方、担当職員でできるものについては全部直でやるということで、建設課の方と協議をいたしまして、先ほど予算に上げておりますような1,339千円と4,175千円、この二つについて、予算としてお願いをいたしております。 (401ページで訂正)

## 議長(杉原豊喜君)

19番山口昌宏議員

19番(山口昌宏君)〔登壇〕

ということであれば、余りにもこれひどうなかですか。今何て言われたですか、設備とか電気でかったでしょう。設備費とか電気回りの監理ってやったでしょう。それ4,175千円っていうのはそれどがん理由のつくとですか。上に設備関係は載っとっですよ。134ページに、一番下んとけ設備工事監理業務委託料って載っとるですよ。そいぎ、設備と電気だけで5,500千円ですよ、監理委託業務が。今の部長の答弁を聞けば、そういうことになれば、本体はすべて行政でしますよと、あとの分については監理委託に出しますよということであれば、電気工事とか設備工事の全体金額は幾らですか。金額は言うて、例えば、委託料が5,500千円やったと、工事費よりか委託料が高うなったって、そがんでたらめなことは出て

こんでしょうけれども、ちょっと今の答弁ではおかしゅうなかですかね。合わせて5,500千円の電気とか、要するに、設備関係だけでそいだけの監理委託業務が発生するのかどうか、その辺のところを明確にちょっと答弁をお願いします。

### 議長(杉原豊喜君)

暫時休憩をいたします。

休憩11時20分再開11時33分

### 議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど執行部の答弁の中に怠りがありましたので、訂正の申し入れがあっております。これを許可します。古賀教育部長

## 古賀教育部長〔登壇〕

先ほど山口議員の御質問に対する答弁の中で、委託料として上げております1,339千円と4,175千円、これについては二つとも東川登小学校建設にかかわる電気、あるいは機械設備工事にかかわる分の委託料ということで申し上げましたけれども、1,339千円についてはそういった業務についての委託料でございますが、4,175千円、これにつきましては本体工事にかかわる分の委託料でございました。これについてはおわびを申し上げたいと思います。

この4,175千円のこれは大規模工事にかかわる監理業務委託につきましては、建設課の方で職員体制が整いましたので、これについては職員でするようにいたしたいと思います。

## 議長(杉原豊喜君)

## 21番吉原議員

### 21番(吉原武藤君)〔登壇〕

大体、所管の委員会が違いますからちょっとわかりませんので、簡単なことでございますけれども、質問させていただきます。 2 点ほど質問いたしたいと思います。

107ページ、7款1項2目19節の負担金補助及び交付金ですけれども、山内町の商工会の補助金6,242千円、そして、北方町の商工会補助金6,650千円ですけれども、これは余り差がございませんけれども、この負担金、北方町産業まつり負担金5,000千円、それと山内町産業まつり負担金2,500千円ですけれども、北方町の半分が山内町でございますので、これが何でこういう差があるのかですね、人口差も余りそう何万人っては違わないわけですけれども、何でこういうふうに違うのか。

そして、もう一つは118ページ、土木費の河川維持費、15節の急傾斜地崩壊防止事業費ということで20,022千円、これはどこの分か、お尋ねしたいと思います。

以上、2点お願いします。

## 議長(杉原豊喜君)

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

107ページの負担金の件で、北方町産業まつりの負担金と、山内町産業まつり負担金のところで差があると、どうしてなのかということでございますが、これは合併をいたしまして、予算の編成をする中で、この産業まつりにつきましては今後見直していく、合併で一緒にするとかいろいろ見直しがあると思いますけれども、合併をする中で、まず現在やっている規模で産業まつりを18年度はやっていこうということでありまして、17年度の合併前の規模での産業まつりをやると、おのおのやるということでその分で差があるものでございます。

議長(杉原豊喜君)

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

118ページの工事請負費の内訳でございますが、まず、20,022千円の急傾斜地崩落防止対策事業費でございますが、これは武雄の方は庭木の1工区と庭木の2工区、これが約10,340千円。それから、山内町の方で野副、柳原第一、岩ノ口、これが8,366千円。北方の方が追分でございまして、1,316千円というこの3カ所でございます。

それから、河川工事で維持修繕工事でございますが、武雄の方が(発言する者あり)急傾 斜だけやったですかね、済みません、失礼しました。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の方から第1点目の御質問である北方、山内の商工会関係の御答弁を申し上げたいと思います。

先ほど答弁があったように、今般の予算については、今まで従前のものをそのまま載せた ということでありますけれども、今後これを一本化した方がいいのか、それとも、3本に分 けて、それぞれ何らかの基準を設けて分けた方がいいのか。これはこれからちょっと検討し ていきたいというふうに考えております。

議長(杉原豊喜君)

6番宮本議員

6番(宮本栄八君)〔登壇〕

まず最初に、49ページのホームページの作成ということで、市長が結構ホームページに詳しくて、今度7,000千円程度お金をかけてされると思うんですけれども、私もホームページをもう最初に武雄温泉の楼門なり何かがぱっと出てくるようなきれいな観光地にふさわしいのをと前からちょっとずっと言っていたんですけれども、そういうのはできなくて、今回つ

くりかえられるということで、私が考えているようなものなのか、この辺がどういう。市長が指示されて改修されると思うんですけれども、どういうふうな特徴を持つようなホームページに改修されようとしているのかというのを1点です。

2点目は、106ページの7款.商工費の1目19節の杵島工業用水道企業団事業負担金です。これについてはちょっと私も武雄の方で初めてなんですけれども、これは杵島工業用水の収支に関係なく、ずっと21,000千円ずつを出していくようになっているのか。収支が悪いときには、何かそれに加えて出すようなシステムになっているのか。その辺についてお聞きしたいと思います。

第3点目として、134ページの10款.教育費の2目19節.遠距離通学補助金ですけれども、これは武雄にも前あったのかもしれませんけれども、よくちょっとわかりませんので、どの辺であっていると、これも旧町にあったやつをそのまま持ってきてあるのか、その辺についてちょっと不明ですので、お答え願いたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の方からはホームページについてお答え申し上げたいと思います。

基本的なコンセプトは2点あります。1点目は、市民の皆さんにもっと使ってもらえるようなわかりやすくて親しめるような中身にしたいというのが1点。2点目は、これは観光協会との割り振りの関係になるかもしれませんけれども、観光客、あるいは外から武雄に関心を持っていただく方をターゲットにして、ホームページ構築ができないか。目標については、今のアクセスの50倍から100倍を目指したいと思います。

議長(杉原豊喜君)

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

杵島工業用水の負担金の件でお尋ねでございますが、杵島工業用水につきましては、合併 前は江北町、大町町、北方町3町で、この事業団が構成をされておりまして、この分につき ましては、石炭産業の斜陽化に伴いまして、この地区に工業、工場を持ってこんといかんと いうことで、その施策に伴いまして嘉瀬川ダムから水源を求めて、これはできております。

現在、1市2町でやっておりますけれども、この負担の割合でございますが、赤字について、この1市2町で同額負担をするということでなっております。

議長(杉原豊喜君)

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

134ページの小学校費の遠距離通学の補助金でございますが、これは旧北方町において制度化されていたものでございます。その下の危険区域児童通学補助金、これについても同様でございます。これは、合併協議に伴いまして、旧町時代の補助制度については新市において引き継ぐというふうにされておりますので、それに応じて18年度予算で計上させていただいておるというものでございます。

#### 議長(杉原豊喜君)

23番江原議員

23番(江原一雄君)〔登壇〕

45ページに戻りますけど、先ほど一番最初に議論になっていました公用車の件ですが、同 じ委員会に所属しますので、重複しないように質問、それはイコール総括的な質問ですので、 質問させていただきます。

市民の思いを代弁して述べたいと思います。

市長の黒塗り廃車については、報道を聞いて非常に賛成だと、ただ、一方で災害対応に要るということでのことに関しましては、これまで市の公用車、各課の車があるから土木建設、そうした四駆も含めましてあるではないかと、これは市民の率直ないわゆる思いなんですよ。市長がいわゆるメーンテーマにしている経費節減、その視点からいきますと、何でだろうかなという思いなんですよ。それで、先ほど答弁されました、市長は。災害対応のため絶対必要だと言われましたが、市民の感覚は、当然市長一人で行くわけじゃないから、当然土木、災害、建設関係の担当部局と一緒にはせ参じると、これが当たり前の政治感覚だと。ですから、単に市長が言うように、ハイブリッド車の公用車は、そしたら経費節減と言いながら一方で何だと、これが今の感情ではないかと思っています。

私は質問する中で、財政の問題、市長大分言われましたけれども、市民の関心がこういう 形で市長の進める施策に対して、市民感情は、それはじゃあ、一体経費節減になるのかとい う思いでした。これに答えていただければと思います。

今市長と副市長含めて、例えば、佐賀で会議があるときに、どういう形で行ってあるんか なと思いました、この議論を通して。

もう一つですね、今2点目、3点目です。

公用車黒塗りを1台存続すると言われました。主に公人として見える方への対応の必要性を言われました。どのくらい1年間に公人の方が見えておられるのか、わかれば御答弁願いたいと思います。

これに関して、もしそういう公人の来客を含めて、私は経費節減言うなら、タクシーを活用しながら、このタクシーを活用した場合の経費と、黒塗り専用車を1台置いとく場合の維持経費についての対比を出していただきたいと思います。(発言する者あり)もしですね、議案審議もいいです、でも、市長にここで明確に私は質問しているんですから、そういうや

じは飛ばさないでください。ですから、こういう質問は、全体おる中でちゃんと質問する私 の議員活動のスタイルじゃないですか。何でそういうやじを飛ばすんですか。

議長(杉原豊喜君)

私語は慎んでください。

23番(江原一雄君)(続)

この3点ですね。明確に答えていただきたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

桶渡市長

樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げたいと思います。

私は1番上田議員等々に何度かもう答えておりますけれども、何も災害オンリーだとか、あるいは何とかオンリーだとかということは1回も答弁していないですね。私が申し上げておりますのは、市長車というのは、基本的に一石何鳥でもあるべきだということを考えております。その上で、市民参加を呼びかける観点から、まず黒塗りを廃止したいという思いがあります。その上で、どうせやるんだったらこれは災害にも使えた方がいいだろうと、あるいはエコで $CO_2$ の削減、あるいは $NO_X$ の削減、あるいは高騰するガソリン代を少しでも抑えた方がいいだろうと、あらゆる観点から、複合的な観点から今般申し上げた。一番大きな意味はシンボリスティックな意味であります。

私は自分の政治的感覚として、私は黒塗りをきちんと残しますと言ったことを含めて、私 も私を支持していただける市民、あるいはそうじゃない市民もいらっしゃいますかもしれま せんけど、私が知る限り、おおむねサインをもらっているというふうに認識をしております。

議長(杉原豊喜君)

古賀副市長

古賀副市長〔登壇〕

2番目の質問にお答えします。

副市長は佐賀等に行く場合はどうして行っているのかという質問でありますけど、10日ぐらい前だったですかね、佐賀に行ってきました。そのときは、公用車がありませんでしたので、私の車で行きました。そういうふうにして、公用車があるときはできるだけ公用車を使いますけど、ない場合は私用車を使うこともあります。

それから3番目の答えですけど、公人等がどの程度来ているのかという話でありますけど、 昨年の例を見ますと、せいぜい月に1回ぐらいですね、お見えになるのは。しかし、今回黒 塗りの車を1台残したいというのは、何もそれだけに使うことではありません。先ほどから 話があっていますように、議長車優先という形で複合的に使用をしていきたいという形で、 黒塗りを1台残したいというものでございます。 〔30番「議長、議事進行」〕

議長(杉原豊喜君)

30番谷口議員

30番(谷口攝久君)〔登壇〕

今の副市長の答弁の中で、ちょっと気になるのは、公務で佐賀まで行ってもらっている。でも、公用車がなかったから私用車を使ったとなったときに、副市長として会議に出て、そういうふうなことが、要するに問題としては、もし事故があったときとか、そういう問題があったときに、そういう事例が一つあったわけです、前にもですね、私も経験していますので、そういう場合の部分があるもんですから、これ市民の方々にこのテレビを通じてそういうふうな、いわゆる確かにもう御苦労なことと思いますけれども、そこらのことを少し発言を補って言ってもらった方がいいと思いますので、あえて議事進行で申し上げました。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

あくまでも、先ほどの副市長の答弁は、緊急避難的なものであるというふうに認識をして おります。私も原則は公用車は使うべきだと、これは黒塗り、白塗りとかそれは別にして、 あくまでも市長並びに副市長は公人中の公人であります。したがって、あくまでもこれは緊 急避難的なものだというふうに理解をしております。

議長(杉原豊喜君)

30番議員、今の答弁でいいでしょうか。

30番(谷口攝久君)

いいです。

議長(杉原豊喜君)

第1条については質疑をとどめます。

次に、第2条 継続費、第3条 債務負担行為、第4条 地方債、第5条 一時借入金、 第6条 歳出予算の流用、これについての質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(杉原豊喜君)

質疑をとどめます。

改めて第63号議案に対する質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託いたします。分割付託区分は、お手元に配付の区分表 のとおりでございます。

ここで、議事の都合上、午後1時10分まで暫時休憩をいたします。

休 憩 11時57分

議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

日程第2.第64号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。 提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第64号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計予算について補足説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計予算書の1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,082,887千円とするものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を200,000千円と定めるものでございます。

それでは、予算説明書で主なものについて説明いたします。

歳入でございますが、3ページから4ページの1款.国民健康保険税につきましては、医療給付費分課税分と介護納付金分課税分を一般被保険者と退職被保険者を合わせて1,478,520千円と見込んでおります。

4ページの3款.国庫支出金の1項.国庫負担金ですが、1目.療養給付費等負担金は一般被保険者の療養給付費等と老人保健医療費拠出金、介護保険納付金の見込み額に定率国庫負担を乗じた額を計上しています。

2目の高額医療費共同事業負担金は、700千円以上の高額医療費について保険者の拠出金 に対しての国庫負担金でございます。

5ページの2項.国庫補助金は、1目の財政調整交付金の普通調整交付金及び特別調整交付金を計上しております。市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付される補助金です。普通調整交付金は、一般被保険者の療養給付費等と老人保健医療費の拠出金、介護納付金に係る交付金です。特別調整交付金は、結核や精神病など医療費が多額となるものに交付されるものを計上しています。

4款.療養給付費交付金は、退職被保険者に係る療養給付費と老人保健医療費拠出金にかかわる分が支払基金から交付金として算定されますので、その分を計上しております。

5款.県支出金の1項.県負担金は、高額医療費共同事業に係る県負担分です。

6ページの5款2項.県補助金は、県財政調整交付金で市町の財政負担能力を考慮して交付されるものです。

7款.共同事業交付金は、高額医療費共同事業にかかわる交付金で、該当医療費700千円以上の見込み分を計上しております。

7ページの9款.繰入金の1項.一般会計繰入金については、保険基盤安定保険税軽減分 ほかを一般会計から繰り入れるものです。

8ページの9款2項は、基金からの繰り入れを1億円お願いしております。

10款、繰越金は、17年度からの繰越金を見込んでおります。

9ページの11款.諸収入の3項.雑入でございますが、交通事故に係る第三者納付金分でございます。

次に、歳出でございますが、10ページから12ページの1款.総務費ですが、国民健康保険 事業を運営するための人件費等の事務的経費や連合会負担金、国保税等の徴税に係る経費、 国保運営協議会に係る経費等をお願いしております。

12ページの2款、保険給付費の1項、療養諸費は、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費等の実績を勘案して見込んでいます。

13ページ、2項の高額療養費も実績を見込んで計上しております。

14ページの 4 項 1 目 . 出産育児一時金は105名分を、 5 項 1 目の葬祭費は364名分をお願いしております。いずれも実績を勘案して計上したものです。

3款1項の老人保健拠出金は、老人保健事業医療費の推移を見込んで計上いたしております。

15ページの4款1項.介護納付金は、介護保険の第2号被保険者分で支払基金より示された額を計上しております。

5 款.共同事業拠出金は、高額医療費共同事業拠出金でございますが、対象基準額700千円以上の医療費分の予定額を計上しております。

16ページ、6款.保健事業費の1項.保健事業費では、1目.保健普及費は、人間ドック、脳ドック、骨密度検診委託料等の経費で、2目.療養費は、はり・灸施術給付金をお願いしております。

17ページの9款、諸支出金は、保険税過誤納還付金を見込んでおります。

18ページ、10款、予備費では、17.589千円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉原豊喜君)

第64号議案に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番(黒岩幸生君)〔登壇〕

基金繰り入れと国保運営についてお伺いしたいと思います。

先日、国保税率を9.9%に値上げしたばかりですが、すぐ後に今回1億円の基金入れがなされておりますけれども、国保財政をどのように運営されているかということでお伺いいたします。つまり、税率アップと基金入れについて、予算編成への市長の姿勢をお伺いするところでございます。

そしてまた、市長は一般質問などを通して、みずからの政治姿勢を具約42にあらわしている旨のよく発言をされますけれども、国保税の軽減については何ら触れられていないように思いますけれども、確かに国保財政は目的税で難しい面もあるかと思いますけれども、国保税についても住民の負担増にならないようにいろんな施策を講じなければなりませんけれども、具約42にうたわれなかった特別の理由があれば教えていただきたいと思います。

また、基金 1 億円を使わなければならないということは、税率9.9%のアップでは医療費の支払い分が足らないという結果だということになりますけれども、来年はさらなる値上げが予想されると思いますが、値上げを防ぐためにどのような施策が講じられようとしておるのか、お伺いします。どこかの自治体のように不納欠損額ですか、このことについて一般会計から補てんした例もございますけれども、そういうふうに一般会計からの補てんなどは考えられないのか。予算編成の姿勢についてお伺いする次第でございます。詳しくお願いいたします。

議長(杉原豊喜君)

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、国民健康保険税の件でございますが、今回の予算においては、先ほど議員御指摘の合併協議会で決定された税額で算出してなく、税が本年6月で確定いたしますので、予算編成時では未確定のため、通年の方法として前年度の10月調定額に通年の収納率を乗じて算出しております。

それから、不納欠損をした場合の一般会計からの補てんについてでございますが、国、県 の指導に基づいて、一般会計からの繰り入れは考えておりません。

それから、国保税の増額を防ぐためにどういうふうな対策をとるのかということでございますが、現在、担当課で対策を協議いたしているところでございますが、一つは、収納率の向上という税の面からと、それから、予防事業にさらに努めていく必要があるということで、具体的な方法等をこれから研究していきたいというふうに考えておるところでございます。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

具約の件について私から答弁をいたします。

さきの議会答弁の中で、具約の性格について答弁申し上げたところであります。すなわち 私が政治姿勢として、これはできるだろうと、実現可能性が高いものだろうということにつ いては、私個人の選挙公約として上げさせていただいたものであります。そがんせんぎんた ですね、何でんかんでん上げて、具約の400とか、800になるわけですね。したがって、私が まず取りかかって、なおかつ実現具現性が高いもの、すなわち公約としてふさわしいもの、これについて具約、私の政策提言集で上げさせていただいたところでありますので、国保の件については、先ほど部長から答弁がありましたとおり、オール市役所で考えていきたいというふうに思っております。

### 議長(杉原豊喜君)

#### 29番黒岩議員

## 29番(黒岩幸生君)〔登壇〕

再質問しますけれども、確かに国保は目的税でもございますので、難しい面があろうかと 思いますけれども、介護保険料についても書かれておりましたし、介護保険等ほとんど目的 税は一緒ということでお伺いしたわけでございます。それはそれでいいわけです。

それとまた、不納欠損額についてちょっと一言しないということでございますので、理由は、よくご存じと思いますけれども、実は、合併協議会の中でこのことにはかなり突っ込んだ話があったわけですね。それを受けて本年度は9.9%の暫定税率でいって、そして、来年に見るということであったと思うんです。だから、そういう流れの中で言っておりますので、もう一回言いますけれども、不納欠損額というのはどういうことか、性質の問題なんですね。言うまでもないことですけれども。国保税というのは、かかった医療費を被保険者に払う、これ当然のことです。国、県をのけましても、例えば、今、100人の方が1,000千円の医療費としますと、1人当たり10千円なんですね。しかし、半分の方が不納欠損の場合は手当てをしなければ1人頭20千円になると、そういうことから、おかしいのじゃないかということで、じゃ、今度合併後に論議しましょうということで、9.9の暫定税率に決まったんじゃないですか。

そういうことだから、組むときに最初に、水道料金は2年ありますけれども、国保については1年しかありませんので、今検討しなければ、それこそ皆さんが言う、来年は12.5%に上がるわけでしょう。だから、当然、当初に考えなきゃならないという話を合併協議会の流れを継いで言ったつもりですけれども、不納欠損額について、さらなる説明といいますかね、今言いましたように、1,000千円あったときに100人なら1人10千円と。しかし、不納欠損50%出た場合は倍にならなければならない根拠はないわけでしょう。もし、そのことが払われなくて、被保険者にかけるべきだということであれば、はっきり言明してください。

## 議長(杉原豊喜君)

暫時休憩いたします。

休 憩 13時27分 再 開 13時29分

#### 議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

## 中原福祉保健部長

#### 中原福祉保健部長〔登增〕

不納欠損についての御指摘でございますが、不納欠損分は不納欠損分として処理させてい ただきたいということでございます。補てんについては考えておりません。

なお、18年度中に結論を出すということにしたいということでございます。

議長(杉原豊喜君)

29番黒岩議員

29番(黒岩幸生君)

議事進行で、これ質問じゃなくて。

いや、だからですね、方向の違いでもいいですから、不納欠損分を払わないでいいですよ、 しかし、その分の被保険者にかけるということになりますので、ちゃんと被保険者にかける ですよと言ってくださいと言っているんですよ。通るかどうか。

議長(杉原豊喜君)

暫時休憩をいたします。

休 憩 13時31分 再 開 13時32分

議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

不納欠損分がどれぐらいの金額になるかわかりませんが、全体会計の中でこのことを考えると、欠損金という形になれば、当然保険税に反映される部分は出てくるというふうに考えています。

議長(杉原豊喜君)

29番黒岩議員

29番(黒岩幸生君)〔登壇〕

合併協議会の中でいろいろな話をしてきましたけれども、こんなに大きく後退するとは思っていなかったわけでございます。つまり、不納欠損はわからないじゃなくて、16年度では46,000千円、今度の基金入れの約半分近くは不納欠損分の処理に当たるわけです。不納欠損といいますと、ここに30人の議員がいますけれども、半分の方が払わなかったとき、あとの半分は抱えるということになるわけです。これは被保険者にとって何ら責任はないわけでございますので、このことについてはいろんな自治体でいろんな検討をしているわけです。だから、そういうことに検討してほしいと、せめて考えることができないかということでございましたけれども、本当に基金の半分の50,000千円を被保険者にかけると、そのままで額面

どおり受け取っていいわけでしょうか。

議長(杉原豊喜君)

古賀副市長

古賀副市長〔登壇〕

お答えいたします。

不納欠損につきましては、法律のいろんな適用条項があります。その中で不納欠損をしているわけでございますけど、すべてが納税者の違反 違反ではありませんけど、生活困窮いろんなことがありますから、どうしてもこれは避けることができないというふうになっております。

質問者がおっしゃいますように、このことに対して他の納税者、優良納税者といいますか、 そういう人たちが被害をこうむっているんじゃないかとか、負担がかかっているんじゃない かということでございますけど、まさにそういうふうになります。

しかし、これを広く公に公表するというのも非常に、従来とっておりませんので、これから先研究してきたいと思っております。

[29番「ちょっと最後わかりませんでしたけど」]

どういうふうな公表の仕方ができるのか、研究していきたいと思っております。

議長(杉原豊喜君)

29番黒岩議員

29番(黒岩幸生君)〔登壇〕

回数が重なりますので、的確な答弁をお願いしたいわけですね。私は不納欠損を公表せろとかなんとか言っていないわけですね。不納欠損はやむなく不納欠損をなされていると思うんですよ。いろんなことがあってですね。それはそれで仕方ないんだと。しかし、不納欠損の分が即そのまま被保険者にかかるということは、やはり先ほど言いました基金のうちの半分は今不納欠損ですよ。46,000千円、16年度決算でですね。こういう事態に対してはもっとやっぱり国保税についてもアップにならないようにいろんな方策を講じていくべきじゃないか、確かに要望とかかれこれされてきますよ。しかし、一番大きな問題の不納欠損について、丸々被保険者にかけちゃいかんとやないかと言っておりますので、そりゃ、かくっくさいと言いんさんない、端的に言うてくださいと言ったんですね。不納欠損を公表せろとか、幾らなんか今言っていないんですよ。不納欠損についてどちらかが払わなきゃなりませんので、黙っておけば、被保険者にかかってくるわけですから。だから、大きな問題ですので、このことについて合併協議会で何度も私申し上げをして、そして、暫定で新議会で審議しようとなっていたんですね。初めての予算ですので、少しぐらいそれに対して何か方策が講じられているかなと、検討会でもあるのかなと言いながら考えて質問しているわけですから、そこのところを、いや、もうかけますよならかけますよでいいですから、言明してください。さ

っき3回目だったので。言ったところですけど、よければ、だめならだめでいいですよ。よければそこを聞いておきたいということですから。検討するのか、だめなのかですよ。

議長(杉原豊喜君)

暫時休憩をいたします。

 休
 憩
 13時37分

 再
 開
 13時39分

議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

29番黒岩議員の質問に対して中原福祉保健部長から答弁をもう一回させます。中原福祉保 健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

今後、国保税徴収率を上げる努力を最大限したいというふうに思います。そして、そうすることによって、不公平さをなくして、幾らかでも円滑な運営ができるように(発言する者あり)したいと思います。そのことによって国の交付金等の制度もございますので、そういうものを得るように努力をして解決をしていきたいというふうに思っています。

[30番「ちょっと議事進行」]

議長(杉原豊喜君)

30番谷口議員

30番(谷口攝久君)

済みません。ちょっと私たちも質問者と同じ気持ちで全部は聞いているわけですよ。ですから、答弁に随分食い違いが前後あるような気がしました。

不納欠損処分については、補てんについては一切考えていないという答弁があっているわけですよ。補てんをしないと。じゃ、どうするかということになると、国保財政を維持するためには値上げをするか、基金から繰り入れるかせんといかんですよね。そういう問題が出てくるし、それについては、今言うと、徴収率を上げることで云々という表現ですけれども、いわゆる例えば、国からの基金の問題、あるいは調整交付金の問題といろいろあるわけですよ。そういう問題について、そういう絡みがいっぱいあるもんですからね。答弁がそこらで今食い違っていますので、整理をしてから答弁をしてもらわんと、今度、聞いている方が混乱してしまいますからね。ですから、そこらの議事の進め方について議長として御判断をしていただいて、きちんとこの席で調整してもらったんではあれですから、きちっと時間をある程度置いて、休憩してもらって、外で協議をしてもらわんと、ほんと、そんな感じがしたもんですから、議長としてのお取り計らいをお願いします。

議長(杉原豊喜君)

暫時休憩をいたします。

休憩13時42分再開13時55分

### 議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部に答弁を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

答弁について整理をしたものを答弁させていただきます。

不納欠損した分について、一般会計補てんはできないということでまず答弁いたしました。 その分は結果として、被保険者にかかることになります。かかる分を軽減する方法としては、 徴収率アップを図ることによって国の特別の交付金を得る努力をしたいと。そのことによっ て被保険者にかかる負担の軽減を図りたいということでございます。

### 議長(杉原豊喜君)

### 樋渡市長

#### 樋渡市長〔登壇〕

私の方から総括的に答弁をさせていただきます。

まず、この国保の問題は極めて重要な問題であります。これは具約に書く、書かないにかかわらず、これは大事な問題であると認識をしております。その上で、この不納欠損処理の話でありますけれども、私は基本的に保険の世界というのはどの保険であっても被保険者負担というのが大前提だというふうに認識をしております。これを安易に部長から答弁があったごとく、一般会計からの繰り入れ、基金からの繰り入れというのは、極力排除しなければいけないというのが私の基本的な認識であります。

その上で、この欠損処理については、私もその額が膨らまないようにいろんな働きかけを 私みずからもしていきたいというふうに思っております。

そこで、一つ、ぜひ私も問題認識を共有してほしいのが、これは一自治体でできるような問題ではないということです。私は何でもかんでも国が悪いというのは言いません。しかし、これは国全体の保険制度のあり方、保険をどいうふうに考えるか、そういった問題でありますので、私は自治体の長として、小規模自治体の長として、市長会、あるいは厚生労働省等々に働きかけていく、これをお約束したいというふうに思っております。(発言する者あり)

### 議長(杉原豊喜君)

暫時休憩いたします。

 休
 憩
 13時57分

 再
 開
 13時57分

### 議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

## 22番平野議員

#### 22番(平野 \* 夫君)[ 登壇]

市町村国保会計が一自治体では解決できないという市長の見解には賛成であります。ぜひ国、県に働きかけていただきたいことの一つは、地方の国保会計が大変な事態になったというのは、国の45%の補助率が38.5に引き下げられたと、ここから大混乱が起こってきたわけですね。ですから、値上げをせざるを得ない、値上げすると、払えない世帯がふえてくる。払えない世帯が出てくると、今度は被保険者に対するペナルティーがかかってくる。武雄は資格証明書は少ない方ですよね。まだいい方だと思います。短期保険証を含めて300世帯以下ですかね。しかし、そういった意味では不納欠損処分に至るまでの間に、どうしても生活困窮者は払えない。国保の44条だとか、いわば市長が判断して減免措置だとかというのができますので、その不納欠損処分に至る手前の方で精査をしてみる必要があるんじゃないかと。いろんなケース・バイ・ケースがありますからね。ということをお願いしておきたいと思います。

私、また別に市長の政策的な判断が求められる点について聞いておきたいというふうに思います。

一つは、16ページに掲げられている保健普及費、人間ドック、脳ドックを含めて14,307千円、これが計上されております。これはいい制度なんですよね。いい制度で予防の観点からもっとこれ普及していく必要があると思うんですけれども、現状から言うと、人間ドック、40歳から始まって5年単位、45歳、50歳、55歳。脳ドックはその中間の43歳、48歳、53歳、58歳。5年刻みなんですよね。

そこで、私、実情から 実情というか、脳ドックの場合ですけれども、170名の予算組んでいて、実際に申し込まれたのが、キャンセル待ち22名といいますので、192名ですか。6月2日に案内が発送されて、土日を挟んで5日の午後2時ぐらいには既にもう締め切られたと。キャンセル待ちに回されたという人の話を聞いたもんで、市長の政策判断をお願いしたいんですけれども、22名のキャンセル待ちの人たちを予算でやろうとすれば300千円か、400千円予算をふやせばやれますよね。そういった意味では、受ける側からしますと、今度受けられなければ、5年間待たなきゃならない。一般的に我々が脳ドックに行った場合に19千円から20千円かかります。特に武雄の市民病院に脳外科の先生が常勤されましたので、この170名の枠を広げて、5年に一遍しかチャンスがありませんので、そういう枠を広げていく必要があるんではないかと、これが第1点です。市長の見解聞いておきたいと思います。

もう一つは、キャンセル待ちの人が22名おられるという現在、この人たちにきちんと受けられるように、9月の補正ででもできないのかと、その点をぜひお願いしたい。特に予防医

学に重点を置いていきたいという市長の考え聞いたことありますので、そうしませんと、脳疾患の場合には、後の医療かれこれ考えますと、医療給付費が高くなりますので、そういった意味では市長の政策的な判断が求められると思いますので、2点答弁をお願いをしたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

ただいま議員が質問されましたように、今回、脳ドックの申し込みでそのような事態が発生いたしております。22名受けられない方が発生しているということで、受けられるようにできないかということでございますが、実は、脳ドック検診を市内の病院にお願いいたしました。市民病院については170名何とか受け入れるということができましたが、あと一つの病院については、通常非常に多いというようなこと、そういうことから対応できないということで、170名ということにいたしたところでございます。

これについては、あと市外の医療機関についてでございますが、近くでは2カ所あるというふうに聞いております。そのところの調査をしながら、検討をしていく必要があるというふうに思っています。できれば、22名キャンセル待ちの方、受けられるようにしたいわけでございますが、その辺の病院との対応、それから、補正予算の予算化について、今後検討をしていきたいというふうに思います。

議長(杉原豊喜君)

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第3.第65号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第65号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計予算について補足説明申し上げます。 予算書の1ページでございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,439,522千円と定めています。

それでは、予算説明書で主なものについて説明申し上げます。

歳入でございますが、3ページ、1款1項1目の医療交付金は、歳出の医療給付費及び医療支給費に対する支払基金からの交付金です。

2目の審査支払手数料交付金は、レセプト審査支払手数料に対する交付金でございます。

2 款.国庫支出金は、1項で医療給付費及び医療支給費に対する国庫負担金と、2項で医療費適正化事業に係る事務費の国庫補助金となっております。

4ページの3款.県支出金は、医療給付費及び医療支給費に対する県負担金です。

4款.繰入金は、医療諸費に対する市負担分とあわせて事務に要する経費について一般会計からの繰り入れをお願いいたしております。

5ページの6款3項1目.第三者納付金は、交通事故による第三者納付金分を見込んでいます。

次に、歳出についてでございます。6ページからでございます。

1 款 1 項 1 目 . 一般管理費では、嘱託、臨時職員の人件費や保険者別医療費通知事務や医療給付の共同処理業務委託料、レセプト点検委託料の事務経費をお願いしております。

2款1項1目.医療諸費の医療給付費については、老人医療費であります。

2目.医療費支給費は、補装具、コルセット代などの経費及び高額医療費です。

3目の審査支払手数料は、レセプト審査の手数料です。

8ページの4款.予備費は、歳入歳出調整分でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉原豊喜君)

第65号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第4.第66号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第66号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

農業集落排水につきましては、現在、矢筈地区、橋下地区、立野川内地区、三間坂地区、 宮野地区、鳥海地区の6地区が供用開始しておりまして、大野地区と川内地区の2地区が整備中でございます。供用開始予定は、大野地区は平成19年度、川内地区につきましては平成 20年度を計画して施工しているところでございまして、本年度も引き続き管路工事及び終末 処理場建設工事を実施する計画で、事業費としまして、大野地区に約602,000千円、川内地 区に約102,000千円を計上させていただいております。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,314,551千円と定めるものでございます。

4ページの第2表 継続費の補正は、昨年12月旧山内町議会で2カ年の継続費として承認

をいただいておりました大野地区汚水処理施設建設費につきまして、今議会の第55号議案でも提案しておりますが、工事費が増額の見込みとなりましたので、あわせて継続費につきましても増額変更をお願いするものでございます。

5ページの第3表 地方債は、農業集落排水事業に対する下水道事業分及び辺地対策事業分の起債について、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

それでは、予算の内容について御説明申し上げます。予算説明書3ページから御説明をいたします。

歳入の1款1項1目.農業集落排水施設使用料65,727千円は、現在供用開始をしております6地区の使用料でございます。

2款1項1目.分担金64,125千円は、今年度処理施設が完成します大野地区の分担金でございます。額は公共升1基当たり150千円でございます。

4ページ、3款1項1目.農業集落排水事業補助金74,891千円は、川内地区に対する汚水処理施設整備交付金と大野地区に対する村づくり交付金でございます。

4款1項1目.農業集落排水事業補助金202,000千円は、大野地区に対する県支出金でございます。

5 款 1 項 1 目 . 一般会計繰入金514,003千円は、総事業費から補助金、市債、使用料、分担金等を差し引いた額でございます。

6ページ、8款1項1目.農業集落排水事業債393,800千円は、大野地区に対する下水道 事業債と川内地区に対する下水道事業債及び辺地対策事業債でございます。

次に、7ページ以降の歳出について御説明いたします。

1款1項1目.一般管理費では、現在、供用開始しております6地区の維持管理費を計上させていただいております。

11節. 需用費の光熱水費16.819千円は、6処理場の電気料と水道料でございます。

12節の手数料39,158千円は、6処理場の汚泥くみ取り料と浄化槽法の法定検査手数料でございます。

13節.委託料の管理業務委託料46,017千円は、6処理場の管理業務委託料でございます。

次に、8ページ、1款1項2目.事業費の主なものは、13節.委託料の監理業務委託料に 大野地区の設計監理業務委託料11,396千円と川内地区の施工監理業務委託料1,780千円でご ざいます。

15節.工事請負費671,602千円は、2カ年の継続費で施工しております大野地区処理場と今年度発注予定の川内地区の処理場、及び大野地区と川内地区の管路工事費でございます。

9ページ、17節.公有財産購入費の400千円は、川内地区の管路用地の購入費でございます。

22節.補償補てん及び賠償金の2,500千円は、大野地区及び川内地区の管路工事に伴う水道管の移設補償費でございます。

2 款 1 項 . 公債費は、整備済みの 6 地区のほか、大野地区と川内地区の起債償還金の元金 及び利子でございます。

10ページ、3款1項1目には予備費として500千円計上させていただいております。

なお、11ページ以降は参考資料でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

### 議長(杉原豊喜君)

第66号議案に対する質疑を開始いたします。19番山口議員

19番(山口昌宏君)〔登壇〕

ページでいきますと、17ページの参考資料の分でお尋ねをしたいと思います。

農業集落排水事業債ということで、当該年度末現在高見込額というところに9,314,143千円とありますけれども、今、答弁の中でお聞きをしておりましたけれども、山内、あるいは矢筈、それから川内、それと北方の橋下の分の恐らく全体的な数字の中かと思いますけれども、昔 去年、私がちょっと調べた中で、この約93億円の中でも恐らく大半が旧山内町の農業集落排水事業に係る事業債だと思うわけですね。そういう中でこの93億円の今後の大体年度別の、要するに払っていく分についてちょっとお尋ねをしたいと思いますけれども、よるしいでしょうか。

# 議長(杉原豊喜君)

# 大石建設部長

### 大石建設部長〔登壇〕

今後の年度別の償還という分については、ちょっと今手持ちがございませんので、至急調べさせて、後で御報告をさせていただきたいと思います。

ただ、現在、当該年度末の現在の起債額というものは、総額、ここの9,314,143千円となっておりますが、そのうち220,177千円程度が武雄市分、旧山内町分が8,199,656千円、旧北方町分が894,308千円程度ということで、この合計が9,314,143千円ということでございます。

最初言いましたとおり、ちょっと年度別の起債返還分は後で済みません、申しわけございませんが。

## 議長(杉原豊喜君)

### 樋渡市長

#### 樋渡市長〔登壇〕

私もこの資料を見て実は驚いたうちの一人であります。と申しますのも、私は基本的に自 分が行政の世界に長くか、短くかわかりませんけど、おったときに、基本的にはこれは基金 等の積み立てによって、そこは年度的にやるべきもんだというふうに私は認識しておりました。したがって、今般のこの件は私はいいことだというふうに思っております。しかし、これが後年度負担にのしかかることによって非常に財源の調整、あるいは年度間調整が重い課題を引き受けたなというふうに認識をしております。

# 議長(杉原豊喜君)

年度別償還額に対しては、後ほど全議員に配付よろしいでしょうか。

〔建設部長「はい」〕

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第5.第67号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、補足説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第67号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

公共下水道事業につきましては、平成19年度一部供用開始を目途に、現在、終末処理場建設工事と小楠交差点付近の幹線管渠布設工事を施工しているところでございまして、今年度も引き続き事業費約551,000千円で終末処理場建設工事と管渠布設工事を実施する計画で予算計上させていただいております。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ562,805千円と定めるものでございます。

4ページの第2表 地方債は、公共下水道事業に対する公共下水道事業債の起債の目的、 限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。

それでは、予算の内容について、予算説明書3ページから御説明いたします。

歳入の1款1項1目.土木費国庫補助金263,875千円は、本年度の国庫補助対象事業費498.700千円に対する国庫補助金でございます。

2 款 1 項 1 目 . 一般会計繰入金69,728千円は、総事業費から国庫補助金、市債等を差し引いた額でございます。

4ページ、5款1項1目.下水道事業債229,200千円は補助対象事業費498,700千円と市債事業費19,000千円に対する公共下水道事業債でございます。

次に、5ページ以降の歳出について御説明いたします。

1款1項1目.公共下水道事業費の主なものとしまして、5ページ、13節.委託料の設計

業務委託料10,000千円は、枝管管渠の設計業務でございます。工事委託料294,500千円は、 日本下水道事業団への処理場建設工事委託料でございます。

15節.工事請負費191,300千円は、管渠布設工事費でございます。今年度は土木事務所付近の幹線管渠工事と川端通り等市街地の枝管管渠工事を計画しております。

6ページ、22節.補償補てん及び賠償金5,000千円は、管渠布設工事に伴う水道管の移設補償費でございます。このほかに事務費として人件費、賃金、需用費、役務費等を計上しております。総額551,164千円でございます。

2款1項1目.利子10,641千円は、市債の償還金利子でございます。

3款1項1目には、予備費として1,000千円計上をいたしております。

なお、7ページ以降は参考資料でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長(杉原豊喜君)

第67号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6.第68号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第68号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計予算について補足説明を申し上げます。

予算書第1ページ、第1条 歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ313,676千円とするものでございます。武雄北部土地区画整理事業につきましては、平成19年度を目途に仮換地指定を行い、事業を進めていきたいと思っております。

予算書3ページ、事業費255,554千円につきましては、予算に関する説明書5ページをお 開きいただきたいと思います。

武雄北部土地区画整理事業13節.委託料で設計業務委託料、これは中央公園設計、仮換地指定設計、法務局跡地造成設計等で9,100千円、建物調査業務委託料、これは32戸分で21,350千円、登記業務委託料で1,000千円、15節.工事請負費は、旧法務局跡地建物解体造成工事で10,000千円、中央公園造成工事で4,000千円、中央公園整備、川端遊歩道工事、公衆便所設置工事、高架側道工事、富岡下水路工事等で123,468千円で、合計137,468千円でございます。

22節.補償補てん及び賠償金で、建物移転補償費、これは5件で39,300千円でございます。

次に、予算書第1ページ、第2条 地方債につきまして御説明申し上げます。

4ページ、第2表 地方債は、武雄北部土地区画整理事業に対する武雄北部土地区画整理 事業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものでございます。 以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたしま す。

議長(杉原豊喜君)

第68号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

22番(平野 \* 夫君)[登壇]

予算説明書の6ページにあります工事請負費ですね。中央公園整備工事123,468千円、この中には部長の説明では、中央公園の中にある公衆トイレ、これも今ある中央公園の中の公衆トイレですか。あれは30,000千円かけてつくったトイレですよね。もしあれだとしますとね。中央公園の中に二つの公衆便所要りませんので、そこをちょっと確認しておきたいんですよ。まだ、10年たつか、たたないかでしょう。30,000千円かけた。中央公園も区画整理事業ですから、国庫補助対象事業になるんでしょうけれども、そこら辺ちょっと確認をしたいし、補助対象事業として組み込まれているのかですね。123,000千円ですよ。過去30,000千円かけてトイレつくったわけですからね。そこは説明をお願いしたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

公衆トイレにつきましては、駅舎の方の公衆トイレ(発言する者あり)ということでございます。

それから、中央公園等の造成ということで計上させてもらっております。

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野・夫君)〔登壇〕

ちょっと耳疑ったんですけれども、説明が間違っていたんですか。中央公園というのはそこですよね。市役所前でしょう。中央公園は。(発言する者あり)「ほか」。そんならきちんとそれ言わんと、私みたいな早とちりがおりますからね、その「ほか」の中に入っていると、区別して。実はこれは駅前広場の公衆トイレだと、そこはきちんと説明してもらえませんとね、委員会違いますからね。ここで言うとかんとわかりませんので、それもう一回きちんと言うてくださいよ。

議長(杉原豊喜君)

大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

まことに申しわけございません。「ほか」ということでございます。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の方から正確に答弁をいたします。そして、今後の方向性についても申し述べたいと思います。

まず、その「ほか」の部分については、今後予定されておる高架下の新トイレを考えております。そして、ちょっと今回私も「ほか」にそれが入るということはちょっとどうかなというのもありますので、今後もう少し細目をわかりやすく具体的に書くことをお約束したいというふうに思います。

議長(杉原豊喜君)

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7.第69号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

第69号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

平成18年度の武雄競輪は、開設56周年記念を含む通常開催を12回23節の70日間で予算を計上いたしております。開設56周年記念は、6月10日から13日まで4日間開催いたしましたけれども、売り上げ目標額85億円を上回る9,470,000千円の売り上げを達成することができました。

今後とも武雄競輪といたしましては、売り上げ向上を図ることで事業の健全化、安定化に 努めてまいる所存でございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出の総額は、それぞれ13,840,281千円といたしております。

第2条の一時借入金は、開設56周年記念開催等で全国他場に場外発売をお願いいたしておりまして、その開催資金として100億円を限度とした借り入れをお願いいたしております。

それでは、予算の内容につきまして主なものを予算説明書で御説明申し上げます。予算説明書の3ページをお願いいたします。

歳入の1款1項1目の入場料は、一般入場料、特別入場料で14,021千円を見込んでおります。

2目の車券発売金は、開設記念開催分で80億円、通常開催で5,161,000千円の総額 13,161,000千円を見込んでおります。 2款の繰入金は、競輪事業基金からの繰入金で230,000千円を計上いたしております。

4ページの4款.諸収入の4目.雑入では、的中車券の時効収入22,000千円や特別競輪等 を臨時場外発売する場合の施設賃貸料等4億円を計上しておりまして、その他収入を含めま して総額433,509千円を計上いたしております。

次に、5ページの歳出でございます。

1款1項1目の競輪事務費では、77,234千円を計上しております。このうち13節の委託料につきましては、場内施設の機械警備委託料や電気工作物保守業務委託料をお願いいたしております。

6ページの2項1目.競輪開催費につきましては、予算額13,620,865千円を計上いたしております。このうち7節.賃金につきましては、本場及びサテライト武雄を初め、各サテライトに係る従事員賃金として148,656千円をお願いいたしております。

8 節の報償費は、主に選手の賞金、ファンサービス等で789,835千円を計上いたしております。

12節. 役務費では、記念競輪等開催時のテレビ放映や新聞広告、あるいは各種イベントなどの広告料、サテライトにおける専用回線使用料などの通信費、また、各種手数料などを合わせて208,108千円をお願いいたしております。

13節の委託料でございますが、本場及び各サテライトにおける警備業務委託料、車券発売機などの保守委託料、あるいは開催に係るレース実況放送委託料、九州自転車競技会委託料など総額で560,036千円をお願いいたしております。

7ページの14節.使用料及び賃借料ですが、本場及び各サテライトにおける投票機器等の借上料や施設借上料、また、駐車場借上料、通信システム使用料など総額で308,882千円をお願いいたしております。

次に、8ページの19節.負担金補助及び交付金では、日本自転車振興会交付金などの法定 交付金、直行バス負担金、事業協力金、開設記念などの他場における臨時場外開催経費など、 総額で1,642,939千円を計上いたしております。

9ページの22節.補償補てん及び賠償金は、主に的中車券に対する払戻金でございます。 10ページの2款2項1目の公営企業金融公庫納付金は、車券売上金に政令で定めておりま す率を乗じた額133,932千円を計上いたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

# 議長(杉原豊喜君)

第69号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

6番(宮本栄八君)〔登壇〕

3ページの歳入の方です。

1款1項2目の車券発売金、ここで記念競輪で80億円を組んでありましたけれども、先ほ

ど言われたように94億円になって、14億円もうこの時点ではっきりここはしたわけと思うんですけれども、これによって最初の歳入で繰入金230,000千円赤字を補てんするために繰り入れていたんですけれども、これが、軽く計算すればわかると思うんですけれども、大体のところでどの程度、この14億円ふえた分で軽減されたのか、わかれば教えていただきたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

お答えいたします。

今回の記念競輪で予算では80億円の予算を組んでおりまして、目標を85億円ということで 頑張ってまいりましたけれども、結果、9,470,000千円の売り上げがありました。それで、 その差の分でどのくらい利益が出たのかという御質問でございますが、これにつきましては、全国で場外の方にお願いをいたしております。それで、これから精算事務に入るわけでございまして、その辺の経費がどのくらいかかったかというのは、現在のところちょっとまだ数字として出ておりません。ただ、昨年のふるさとダービーにつきましては、経費の構成がちょっと違いますので、比較になりませんが、平成16年の記念競輪でいきますと、このときが67億円の売り上げに対しまして約3億円強の収益があっております。今回の9,470,000千円の売り上げに対してどのくらいの収益があっているかということは、まだここではちょっと申し上げられません。

議長(杉原豊喜君)

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第8.第70号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

第70号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27,003千円といたしております。

それでは、予算の内容につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

予算説明書の3ページをお願いいたします。

まず、歳入の1款1項1目.給湯使用料では、今年度の給湯使用料を約9万トンと見込んで27,000千円を計上いたしております。

次に、歳出でございます。 4ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目 . 給湯事業費の11節 . 需用費2,695千円のうち光熱水費は給湯施設ポンプ等の電気料で1,680千円を計上いたしております。

13節.委託料1,544千円は、給湯施設の管理業務委託料でございます。

28節の繰出金は、一般会計へ7,500千円を繰り出し、武雄市の観光事業の円滑な推進と発展のために有効活用を図るものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉原豊喜君)

第70号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第9.第71号議案 平成18年度武雄市交通災害共済特別会計予算を議題といたします。 提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第71号議案 平成18年度武雄市交通災害共済特別会計予算について補足説明を申し上げます。予算書は、特別会計の最後のページでございます。

交通災害共済事業につきましては、合併前においては旧武雄市が独自の制度を持ち、旧山内、北方両町が佐賀県市町村交通災害共済組合に加入しておりました。合併協議の結果、新市においては佐賀県市町村交通災害共済組合に加入することとなりましたので、合併と同時に同組合に加入いたしました。

一方、旧武雄市の制度は、加入の日から1年間が共済期間であったことから、共済期間の一部が新市に引き継がれること、及び見舞金の請求期間についても、事故発生の日から2年間となっていることから、旧武雄市の制度につきましては、経過措置として残し、新市においては継続加入者のみ1回に限り、旧制度に加入することができる旨を規定したものでございます。

それでは、予算の概要について御説明いたします。

本特別会計の歳入歳出予算の総額は、それぞれ4,787千円と定めております。

予算説明書の3ページをお願いいたします。

歳入では共済会費収入を2,098千円、基金からの繰入金を2,500千円、繰越金を188千円及 び諸収入1千円を計上いたしております。

予算説明書の5ページでございます。

歳出では、共済見舞金3,910千円など事業費4,193千円、予備費594千円といたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。 議長(杉原豊喜君)

第71号議案に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

30番(谷口攝久君)〔登壇〕

この交通災害共済条例の件ですけれども、これはいわゆる武雄市が、心という表現おかしゅうございますけれども、議会が提案してできた唯一の条例であったわけです。そして、収益を上げて、黒字をいっぱいためて、それを交通の安全対策に充てるし、いわゆる事故があった場合も適切な処理ができとったわけですけれども、今度合併でこれがなくなって、合併協議会では最終的に私も責任者の一人ではありますけれども、非常に不本意なことではありますが、要するに365円の負担でなおかつ黒字を出したのを500円の負担で配当が少なくなるような制度に切りかわってしまったわけです。それは別として、私申し上げるのは、要するによきものをなくして、悪しきものと言わんですけれども、そういう関係になっていますが、問題は、この基金の積み立てのお金を今度は、確かに基金として積めた分はまた新しい市にということになりますけれども、負担をしたものはこれ全然違うわけですよ。通常の基金の場合と違うけれども、その処理はどの部分で処理をしてあるのか、ちょっと説明をいただきたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

大庭総務部長 [登壇]

お答えいたします。

基金の取り扱いでございますけれども、この制度の内容につきましては、先ほど御説明しましたように、これが終了するのが、平成22年になります。そういうことで、現在、残額が13,000千円ございますけれども、この平成22年度までの見舞金に充てて、不足すれば一般財源からの繰り出しが必要と思いますけれども、残額があれば、処分が必要ということで、平成17年の12月議会の福祉生活常任委員会で、交通安全対策の費用に充てる考えを説明しているところでございまして、22年の結果を待って残額出れば、このような取り扱いを検討したいというふうに思っております。

議長(杉原豊喜君)

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10.第72号議案 平成18年度武雄市病院事業会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。木寺市民病院事務長

木寺市民病院事務長〔登壇〕

第72号議案 平成18年度武雄市病院事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条は、業務の予定量でございます。病床数を155床とし、内訳は一般病床135床、結核病床20床であります。前年度と同様の病床数でございます。

年間患者数は、入院で3万9,420人、1日平均108人、外来では年間5万2,460人、1日平均215人を見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、医業収益、医業外収益及び特別利益の収入で1,701,176千円、医業費用、医業外費用、特別損失及び予備費の支出で1,851,104千円を計上いたしております。この結果、149,928千円の赤字を見込んでいるところでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額でございますが、建設改良費や企業債償還金 272,385千円の支出に対し、収入は企業債、一般会計からの出資金、負担金を計上しておりまして、収入額が支出額に対し不足する額65,118千円は、過年度分損益勘定留保資金で補て んするという財源内訳でございます。

3ページの第5条には企業債について、第6条には一時借入金の限度額について、第7条 には議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定しております。

第8条の他会計からの補助金では、繰り出し基準に基づいて一般会計から補助をお願いするものでございまして、第9条では、薬品等棚卸資産の購入限度額を定めております。

それでは、内容につきまして、21ページからの予算説明書により、その主なものを説明させていただきます。

収益的収入でございますが、第1款.病院事業収益第1項.医業収益のうち1目.入院収益を1,116,900千円、2目.外来収益を445,544千円予定いたしております。

3目.その他医業収益では、一般会計から救急医療負担金や文書料、入院特別室の割り増し料金等47,140千円を見込んでおります。

2項の医業外収益では、他会計補助金を12,871千円、他会計負担金77,102千円及びその他 医業外収益として病院施設使用料や公衆電話使用料等1,616千円を計上いたしております。

以上、病院事業収益の総額は1,701,176千円となるところでございます。

続きまして、23ページの収益的支出でございますが、1款1項の給与費で939,225千円、2目の材料費では薬品費、診療材料費等338,492千円、24ページの3目.経費では光熱水費、燃料費、修繕費、賃借料、委託料等で401,300千円、4目.減価償却費では141,694千円、6目.研究研修費で3,700千円を計上いたしております。

また、2項の医業外費用では、1目の支払利息や26ページの2目.繰延勘定償却等23,689 千円を計上いたしております。

以上、病院事業費用の総額は1,851,104千円となっております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、まず、28ページの資本的支出では、1項.建

設改良費1目.施設改良費で71,056千円をお願いいたしております。これは現行の空調、給湯の運転経費や燃料の節減対策を図るため、また、熱源を大型ボイラーから小型ボイラーなどに変更するための工事費や設計委託料となっております。

2目.器械備品整備費では、現行のCTでは更新時期に当たりますが、管球をせっかく更新いたしましても、今回の診療報酬の改定では減収となる見込みになりましたことから、経費の効率的な運用、増収、高度医療機器による患者サービスを図るために、マルチ型CTに更新するための費用など99,679千円を計上いたしております。

2 項では、企業債償還金58,049千円、3 項では一般会計からの長期借入金償還金43,600千円をお願いしております。

これら資本的な支出の財源として、27ページに企業債170,500千円、他会計出資金111千円、 他会計負担金36,653千円を計上し、不足額は過年度分損益勘定留保資金から補てんすること にいたしております。

それでは、5ページに戻っていただきたいと思います。5ページから8ページまでは実施計画で、9ページは資金計画でございます。

10ページから15ページまでは給与費明細書で、16ページは債務負担行為に関する調書でございます。

次に、16ページは平成17年度の損益計算書でございますが、今回は新市になった3月1日 から3月31日までの1カ月間のものとなっております。

17ページ及び18ページは、17年度貸借対照表でございまして、資産合計及び負債資本合計はそれぞれ2,116,319千円で、うち現金預金は195,353千円となっております。

19ページからは18年度の予定貸借対照表でございまして、年間予算を執行することにより、 資産合計及び負債資本合計はそれぞれ2,088,039千円となる見込みでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

### 議長(杉原豊喜君)

第72号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第11. 第73号議案 平成18年度武雄市水道事業会計予算を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

#### 伊藤水道部長〔登壇〕

議案第73号 平成18年度武雄市水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。 予算書 1 ページをお開きください。 第2条は、業務の予定量でございます。3事業体合計で給水戸数1万7,790戸、年間給水量476万9,000トン、1日平均水量1万3,070トンを見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出の予定額でございますが、水道事業収益では給水収益、受託工事収益、手数料など営業収益と、補助金や加入金など営業外収益及び特別利益と合わせて1,608,411千円を見込んでおります。

一方、支出の水道事業費では、営業費用、営業外費用、特別損失、予備費の支出で 1,594,844千円を見込んでいます。

2ページの第4条 資本的収入及び支出の予定額でございます。建設改良費114,623千円 や企業債償還で435,111千円の支出に対し、収入は一般会計繰入金など62,488千円を見込ん でおりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足する487,246千円は、過年度分損益勘定 留保資金等で補てんするという財源内容でございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について規定をしております。

第6条の他会計からの補助金は、水道高料金対策のための一般会計からの補助金218,569 千円をお願いするものでございまして、第7条の棚卸資産購入限度額は11,263千円を予定しております。

それでは、その内容につきまして、22ページから予算説明書により、その主なものを説明 させていただきます。

まず、22ページの収益的収入でございますが、1款.水道事業収益の第1項.営業収益のうち1目.営業収益は、3事業体合計で1,309,672千円を見込み、2目.受託工事収益は25,342千円を、また、3目.その他の営業収益のうち手数料では成工検査手数料など2,427千円を見込んでおります。

次に、2項.営業外収益は270,967千円を見込んでおりまして、その内容は貸付金利息や加入金、負担金のほか、一般会計からの補助金257,764千円をお願いしております。補助金のうち高料金対策補助金は218,569千円を計上いたしております。

24ページからの収益的支出、1款.水道事業費用でございますが、1項.営業費用のうち 1目.原水及び浄水費では、人件費のほか動力費、薬品費など浄水に係る運転経費や佐賀西 部広域水道事業団からの受水費など468,016千円をお願いいたしております。

なお、受水費につきましては、武雄水道事業は受水量 1 日6,193トンで208,866千円、北方 水道は受水量 1 日3,111トンで104,922千円となっています。なお、受水単価は消費税込みで 92円40銭です。

次に、25ページの2目.配水及び給水費では、180,544千円をお願いいたしております。

13節.委託料には、上水道事業統合基本計画30,000千円を計上しております。これは平成19年度中に3事業体の統合を予定しておりますが、給水人口が3事業体で合計5万9,860人

となっておりまして、給水人口が5万人を超える場合は国への認可申請が必要となります。 このため現況評価や今後の整備計画、財政計画などの策定とあわせ、認可資料の作成を行う ものでございます。

また、25節.工事請負費につきましては、鉛管対策費として約230カ所分30,002千円をお願いしております。

26ページの3目.受託工事では、河川改修や道路改修に伴う配水管の布設がえ工事や、設計委託料など65,121千円を、また、27ページの4目.総係費では、人件費のほか、ダム管理費負担金や水道料金の収納に要する経費等で118,927千円を計上しております。

28ページの5目.減価償却費や6目.資産減耗費などを計上いたしております。

2項.営業外費用では、企業債の支払利息315,940千円などを計上しております。

次に、30ページの1款.資本的収入では、1項.繰入金で水源開発に係る元金償還ベースの元金分を一般会計から繰入金として62,485千円を計上しております。

31ページ、1款.資本的支出では、1項.建設改良費として浄水施設のフェンス取りかえ 工事や配水池の周辺整備工事6,775千円、県道、市道の配水管布設工事、水道未供用地区へ の配水管布設工事など97,790千円をお願いしております。

2 項では、企業債償還金としまして、拡張事業や建設改良事業に係る企業債の償還金 435,111千円を計上しています。

予算書の3ページに戻っていただきたいと思います。

3ページから5ページまでは予算実施計画で、6ページは資金計画、7ページから12ページは給与費明細書を記載しております。

13ページと14ページは合併後3月1日から3月31日までの損益計算書でございまして、 13,975千円の純損失となっています。

15ページからは平成18年3月31日現在の貸借対照表でございまして、資産合計及び負債資本合計はそれぞれ20.771,127千円となっております。

また、18ページから平成18年度予定貸借表でございまして、年間予算を執行することにより、資産合計及び負債資本合計はそれぞれ20,367,154千円になる見込みでございます。

最後に、21ページは債務負担行為に関する調書でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほど賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

## 議長(杉原豊喜君)

第73号議案に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

29番(黒岩幸生君)〔登壇〕

予算編成への市長の姿勢について質疑申し上げます。

市長は、高過ぎる水道料金を引き下げると市民に約束されております。今度の水道予算の

中で、上水道事業総合基本計画を策定し、一部民間委託することで年間に約30,000千円の経費節減になるとの説明が先日なされたところでございます。ほかに料金引き下げについて数値的なものがあれば示していただきたいと思います。

市長は、専門委員会を設けて、そこで論議してもらうと幾度となく一般質問などで答弁されておりますが、値下げの時期や幅を決めるのは、市長あなた自身ではないでしょうか。専門委員会の姿もまだ見えておりません。不思議に思うのは、専門委員会と市長の考えが違ったときはどのようにされるのか、そういうおつもりでしょうか。

市民に対し具体的な約束、具体的というのは、つまりいつまでに値下げをどのような方法でされるのか、予算編成に当たっての市長の政策実現を具体的にお伺いします。

一方、最近の選挙は政策選挙に変わってきていると言われており、出馬するに当たり、料金引き下げのための期限、数値目標、財源、手段を具体的に選挙民に約束されている候補者がふえてきております。負担とサービスに対して具体的に、しかも、数値目標を明確に約束することで、当選後の自己検証は可能になるからであります。このことは市長にとっては蛇足だと思うわけでございますけれども、それがなければ抽象的であいまいなスローガンとしか言えないのであります。

合併協議会での約束は、期限は2年に限って現行料金となっています。財源や手段は今までの決算から検証すれば、どこをどうすればどのような値下げができるのか判断できるはずでございます。それを踏まえて数値目標を決めるのは、市長、あなたの仕事であると思います。

また、定例議会の一般質問の中で、審議会にかけずに数値を決めるのは独裁者だと言われましたが、それは間違いです。市長のかじ取りが独裁にならないよう、チェック機関の議会があるわけです。御承知のとおりでございます。

そこで、予算編成の過程で、市長が考える水道料金値下げの数値目標を議会にやはり提出すべきではないでしょうか。それがなければ、市民からは、市長は具体的な約束と言いながらも、水道料金の値下げの幅を持たずに抽象的な約束、つまり、単なるスローガンを掲げたにすぎなかったと言われても仕方ないと思います。そうではなく、それを覆す費目が予算の中にあれば教えていただきたいと思います。

また、武雄市の水道事業は、いわゆる水余り現象で、給水原価が高いと指摘もあります。 この際、佐賀西部広域水道からの受水量を減らすなどの方法で大幅な受水費の削減を図り、 値下げに備えるべきだと思いますが、予算の整合性をお伺いいたします。

なお、水道料金は直接市民生活に影響しますので、高い水道料金には関心が集まるところ でございます。合併のマイナス面を指摘する市民の声をどのように予算編成に当たって反映 されるのか、お伺いする次第でございます。

以上です。

### 議長(杉原豊喜君)

伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

黒岩議員の御質問に答える前に1点だけ修正がございますので、この場をおかりして修正 をしたいと思います。

まず、武雄市水道事業の1ページの第1条のところで、平成18年度武雄水道事業会計暫定 予算というふうになっています。申しわけございませんけれども、この「暫定」の2文字を 消していただきたいと思っておるところであります。

黒岩議員の方から水道料金の経常経費の問題について御質問があったというふうに思っています。現段階におきましては、市長よりの御指示としまして、まずもって、水道料金を算定するためには、3場分の支出について固める必要があります。そういう意味から言いますると、まずもって、浄水、原水及び配水、給水含めてすべてのものについて、やっぱり支出の見直しをやるというのがまず先決事項というふうに考え、現在、水道部内においては、その見直し作業に入っているところであります。

一応、今後のスケジュールにしましてですけれども、一応、今月いっぱいをもちまして水道部内での支出見直しは終了し、その後、庁内議論に移りたいというふうに考えておるところであります。あわせまして、先ほど予算でお願いしましたとおり、水道統合整備計画並びに認可申請業務におきましても、同じ現況審査等々を行いながら、そして、最終的には給水人口並びに配水、給水量、この辺を満たした上で、そして、水道料金が決まってくるという手はずだろうというふうに思っておりますので、現段階で中期的な見通しということでありますけれども、まずもって、先ほど私が一般質問にも答えましたとおり、まず、19年度には、今年度閉開栓の民間委託をする分で、逆におっしゃいますると、まずもって費用は増額でございます。この分を減額させるために平成19年度の4月からまずもって1名削減をするということでお答えしたつもりでございまして、そういう意味からすると、今後、先ほど議員の御質問の件については、徐々に予算でも反映されることというふうに考えているところです。

以上でございます。

議長(杉原豊喜君)

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の具約についてのお尋ねがありましたので、これを中心にお答えしたいというふうに思っております。

まず、皆さんどうでしょうか。私も神様じゃなかわけですね。そいけんが、見通せる部分については、私も行政的な責任を持って見通せる部分については書いたつもりであります。 しかし、水道料金はさまざま難しか課題、困難な問題があります。しかし、佐賀県一になる この水道料金が今のままであってはいけない。これは私の政治家としての見識から下げようというふうに思った次第であります。いろんなやりくりをして下げる方向にまずもって持っていくべきが筋ではないかと思って、私は具約に記載をしたつもりであります。これをもって市長は数値目標を書くべきじゃないかと。

書けるんでしょうか。私は議論をいろんな議会でも出ました。市長はいろんな意見を聞くべきだと。まさにこのことこそ私はいろんな専門分野から聞くべきだと思い、その思いを込めて専門審議会というふうに書いたつもりであります。何も今までの候補者のように、何も出さなかったらそれでよかったかもしれない。しかし、私はみずからのホームページ、あるいは本市のホームページで載せているつもりであります。これをもって私がもし値下げにできなかったら、4年後に私に審判が下るというふうに思っています。何も1年即座にという意見じゃなくて、4年間で達するべき話だと、これ具約全体の話ですけれども、私はそのように思っておりますし、黒岩候補、前の候補におかれても、私はたしかひまわり通信でしたでしょうか、水道料金の引き下げというふうに書かれておんさって、非常に私も感銘した次第であります。回っていて、ああ、こがんやっぱり意見もあるねと思って私も具約に入れんばいかんねと思ったのも事実であります。

### 議長(杉原豊喜君)

#### 29番黒岩議員

### 29番(黒岩幸生君)〔登壇〕

ただ、市長の揚げ足を取るわけじゃないんですけれども、具体的にと、約束でございましたので、具体的というのはそういうものじゃないのかと言いましたのは、つまり、合併協議会の中で水道料金をどうするかという話になって、これも合併協議会でございます。協議会の中身を聞けばわかりますけれども、一番低いのはたしか山内だったと思いますけれども、山内、北方、旧武雄市ということでございました。そういう中で、どれに合わせるかということで大論議になったわけです。北方町におきましても、合併はしていい。しかし、旧武雄市の方に失礼でございますけれども、あのように高い水道料では合併したくないと、こういう話でございましたので、合併協議会の中でも何度も、幾度も幾度もこのことについては話をしたわけです。その結果、2年以内にあらゆる下げる方法を考えようということでスタートしたわけでございます。つまり、いつまでというのは2年以内でございます。そして、目標を山内町に置くのか、北方町に置くのか、武雄市に置くのかという話がけんけんがくがくあったのが事実でございます。

こういう水道料金というのは、計算の後に来るように思いますけれども、最初にやはりどれくらいにしようと決めてから、それに向かっていろんなことを削減していくわけでございますので、これがかじ取りで一番大事なところでございますので、聞いたところでございます。

市長は確かに具約に幾らに引き下げるとは書いておられません。だから、それはそれでいいと思いますけれども、いつも専門委員会にかけて論議してもらうという言葉が出ますので、専門委員会と市長が考える考えが違ったときに、どちらをとられるのか。やっぱり住民は大変不安を感じているわけでございます。具体的な約束として載っていなければ、何ら住民の、私のところにも電話もかからないわけでございますけれども、じゃ、聞きますけれども、新しい市長になったら、下げることを具体的に約束したということでとって、額面どおりといいますか、そういうふうにとってよろしいのでしょうかということをお伺いしたいと思います。

そうじゃなくて、例えば、この前、岩手県やったですかね。公共事業費を減らすと。そういう確約じゃなくて、30%減らすとかですね。一番敬愛してやまない古川知事でございまして、古川知事があるところに行って、地産地消していますかと言われたら、していますよと。よく聞いてみたら、2カ月に一遍だったと。自分はそうじゃなくて10%とか、やっぱりパーセントを上げろと言われるんですね。そして、それに向かって自分を追い込んでいく。水道事業もそういうものではなかろうかという考えずうっとしておりましたので、お伺いしたところでございます。

また、先ほど答弁ございませんでしたけれども、確かに武雄市は水余り現象といいますかね、多いんですよね、使うのに対して備えておる水が。だから、西部広域水道は武雄はトン当たり92円と言われましたですかね。このことについては大幅削減をしていかなければ、やはり水道料金を圧迫するのではないかと、こういう具体的提言も先ほどしたんです。

だから、これくらいまで持っていくと、よければ山内並みに持っていくということは、それに向かって邁進していくと。だから、それに向かって部長も、議会もやっていくというのが一つの水道方向じゃないかということで聞いたわけでございますけれども、ただ単にいろんな文言を出して、水道専門委員会ですか、の意見を待つということであれば、それはそれで結構でございます。

以上です。

議長(杉原豊喜君)

伊藤水道部長(「議長、事務的な話してないって」「いや、全体に出ているでしょう」と 呼ぶ者あり)

私語を謹んでください。

伊藤水道部長〔登壇〕

そしたら、黒岩議員の御質問にお答えします。

西部広域水道の水量の見直し等々の御質問がありました。例えば、旧武雄市議会では、たしかこの西部広域水道の水余りについて、削減できなければ2部料金制度でもというような意見がなされてきたと思います。合併によりまして、一応北方、武雄両水道で9,100トンば

かりの責任水量ということになっています。今、全体的に西部広域水道の使用率からいきますと、約79%程度毎日使用しているわけであります。

しかし、御指摘のとおり、武雄市全体の水利権等々を見ますると、かなり余っている状況下にはあります。この問題は、一つは、給水人口が5万9,000人というふうに多いこと。また、1日最大当たりの給水量という見込みで水利権を確保します関係で言いますと、こういうことから今現在、平常時で約半分程度しか使用されないこと。大きく分けてこの二つが原因だろうというふうに思っています。

しかし、平成年代を考えてみますると、平成6年、11年、昨年17年のこの3回干ばつがあっています。昨年の17年の干ばつでありますると、嘉瀬川水系が若干きついということでありました。私はその当時、旧北方町の水道担当者として西部広域水道に行きましたときに、西部広域水道から最悪の場合、1日約560トン程度の供給停止をかけなくてはならないということについて相談があったところでございます。旧北方町で560トンの供給水量をとめられてしまいますと、夜間断水を実施しなくちゃなりません。武雄市水道についてもそうであります。今日まで9次にわたる水利権を拡大されてこられて、そして、昭和50年代まで実施されました夜間断水について、やっと緩和される状況であります。

そうした意味からしますると、今、水利権問題についてどうだこうだというよりも、この 今回補正予算をかけております統合整備計画等々でもう一回見直しをさせていただいて、そ の上で整備については考えさせていただきたいというふうに考えているところです。

今回、決算等でもそうでございますけれども、幾らかどう動かせばいいかという問題で若 干私も迷いましたところがありまして、今のところは現状把握に努めているというのが今の 現状であります。そういう意味からして、今後、いろんな今の御意見を踏まえまして、いろ いろ見直しについて再度検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。あと考え方については、市長の方から御答弁があると思います。 以上です。

# 議長(杉原豊喜君)

### 樋渡市長

#### 樋渡市長〔登壇〕

再度具約の話が出ましたので、私の方から一言お答えしたいというふうに思います。

まず、私は可能な限り、これは数値目標を上げたつもりでおるとですね。そいけん、褒められるかなと思ったらけなされた。私は難しか課題、これは聞かんばいかんという話は広く聞いてから自分の意見に乗せるべきというのが基本的な信条であります。

そいけんが、一ちょっと足りんなと思うたところば非難するじゃなくて、98よかったら、 それば褒めるというとば、議員の役割かなというとは思うわけですね。私はそういった姿勢 をお願いしたいというふうに思っています。これは私は議会に対してもそのように考えてお ります。

その上で、水道料金の件に関して言うと、先ほどさまざまな御指摘はいただきました。これについては十分いただいた意見として、私の意見、あるいは専門審議会の意見として、反映をさせていただきたいというふうに思います。こういった前向きな議論をさらにいただければありがたいというふうに思っております。

その上で条例改正云々については、また、そのときに考えていきたいなというふうに思っております。

# 議長(杉原豊喜君)

### 6番宮本議員

#### 6番(宮本栄八君)〔登壇〕

どちらにしても、水道料金を下げる方向でやっていただきたいと思います。

私がちょっと一つ心配なのは、その水道問題というですかね、検討委員会と審議会ですね。 そのあり方はどうなのかなというをちょっと心配するわけです。市長がその審議会の内容を 十分に生かしてされると思いますけれども、今まで意外と審議会というのが、審議会改革の 話も私はずうっとしていたんですけれども、隠れみのになっておるとか、御用審議会になっ ているとか、そういうのも多々あることが多いですので、市長が考える今度の審議会の大体 のプランというですかね、をお聞かせいただきたいと思います。

### 議長(杉原豊喜君)

### 樋渡市長

# 樋渡市長〔登壇〕

先ほどの質問は、高校生に対して50代になったら何ばすんねというごたっ質問というふう に受けとめられましたけど、ただ、市長として責任持ってお答えしたいのは、まず、今回の 審議会は、正直言ってまだ人選はこれからだというふうに思っております。

その上で私が絶対心がけていくのは、公開です。これは個人情報が入るわけでもなく、何か機密情報が入るわけでもなく、私はケーブルテレビさんにも入っていただいた上で、公開の審議会にしていきたい。その上で、この審議会の審議の仕方が、あり方がおかしい、あるいは人選がおかしいということであれば、私は審議会の外の方からそのような御意見をいただきたいというふうに思っております。

# 議長(杉原豊喜君)

# 30番谷口議員

### 30番(谷口攝久君)〔登壇〕

水道料金については、高いから値下げ、値下げという話ばっかりが論議の中になっていますけれども、現実問題として、例えば、合併の協議会の中で論議があったことの中に、非常に大きな比重を占めることが一つありました。首長、議長、それからまた、助役を入れた会

議で論議があったことをこの場所で言うべきかどうか非常に迷っているんですけれども、いわゆるそういうトップの会議では、例えば、議案を提出する合併協議会に出す前に、どういう論議があったかという聞睹も一部出てまいりましたので、実際私たち関係するメンバーがここには、実は今発言された議長と前の議長と、後ろにいらっしゃる議長と、3人しか実はいないわけですよ。非常に責任ある問題、いや、協議会の前に議案を出す前の段階ですね。協議会の中には、牟田議員もいらっしゃったし、論議をしてもらいましたけれども、その中でちょっと一文、ニュアンスが違う問題がありますけれども、まず、そのことはお話は後ほどするとして、質問がありますが、水道部長ですね。いわゆる値下げの方向で論議する、そのことは負担を軽くすることはいいことなんですけれども、現実問題としては、今の状況で行ったとき、例えば、先ほどの水量問題ですね、広域水道からもらう水量問題でも、例えば、目標を500なら500、あるいは1,000と北方の場合してあったと。ところが、現実問題としては目標を上回って使用をしている日常のものが何回かあったということもお聞きをしとったわけですよ。そうなると、現実に武雄のいわゆるある程度たくさん持っている水量を確保している分が、武雄市民の北方の在住者の方には非常に大きな支えになっているという、なる可能性が現実には何回かあっているわけです。

そして、もう一つは、料金の体系にいたしましても、確かに論議の中でいろいろあって、 今武雄が基金としてある程度10何億円か持っているから、それを使ったらどうかという論議 が出ました。出ています。ですけれども、例えば、鉛管の問題で今問題が議案に出ています けれども、そういうのも現実問題としては、私たちが得た資料の試算では、少なくともそれ を全部変えたら5億円以上のものがあると、かかるということでありますから、そうなると、 実際上、高料金対策等を活用して積み立ててきた、いわゆる収益金といったらおかしいです けれども、基金の中から全部繰り出してやれるのがいい、どの程度やれるものかどうかの問 題とか、そういうのだと、今後の料金の組み方に問題が出てくるような気がするわけですよ。 安くする、下げる、それは結構なことですけれども、現実問題としては、鉛管を全部かえ てしまう、あるいは安全な水を飲むという観点からすると、思い切ってそれにはお金をつぎ 込まんと、それは今度は水道料金にはね返ってきたらいかんもんですから、そこらの認識と いうのはきちんと持った上で論議をしてほしいということを私は議会としては言うべきじゃ ないかと。確かに高いのは高いわけですから、安くしてほしいと思いますけれども、実際に 首長、議長、あるいは助役を入れた会議では、合併の議案を出す前に、いわゆる2年後に水 道料金を上げるという問題があったときに、(発言する者あり)ありましたね。上げるとい う表現はおかしいですけれども、要するに武雄の料金体系を武雄だけは高いじゃないかと、 2年間は。北方、山内はそのままだと、武雄だけ高いじゃないかと、市民に対してどういう 私たちは説明をするのかと。要するに合併に立ったときには、お互いが平等といいますか、 公平性からすると、料金体系が全く違うということは、幾ら激変緩和措置でも、問題がある

んじゃないかという論議が出たときに、武雄に基金があるのを武雄だけに使わんでいいじゃないですかということを両方の首長、議長から発言があっていますけれども、しかし、少なくとも武雄が中心になって、合併を皆さんと一緒に平等な立場でしていく場合には、その水道料金については2年後にある程度料金の体系については考えながら、なおかつそこで論議をしたらどうかというような形になっておるのは事実ですから、そのことについては、御指摘のとおりです。しかし、問題は本当にこのままで行ったときに、じゃ、今のままで行ったときに、実際に現場で水道料金そのものが、例えば、あと何年かしたら値上げせにゃいかんような事態だって起こり得るんじゃなかろうかという懸念もないではないわけですよ。(発言する者あり)いや、下げる、上げるは別ですよ。

だから、数字はそういう問題についてどういうふうに考えるかと、問題と同時にですね。 本当に水量の問題にしても、いわゆる例えば、武雄でも今まで論議があっているわけですよ。 水量を少し減らしたら、もっと市民の負担は軽くなる、目の前はたしかそうなんですよ。と ころが、そういう問題があったときにも、本当に一緒につくった水道の事業団の中で武雄だ けが突出して、それは半分にせるとか全然武雄要りませんよということができるかとかの問 題等もあるじゃないかという気がするわけですよ。そういうのを含めて市長の考え方をお聞 きしたいと思います。(発言する者あり)

議長(杉原豊喜君)

伊藤水道部長

〔22番「議事進行について、議長」〕

議長(杉原豊喜君)

22番平野議員

22番(平野 \* 夫君)

18年度提案されている予算案に即した議案質疑でしょう。前議長のときいつもそういうふうに言っていましたよ。ですから、この予算案に対してどういう疑義があるのか、市長に見解を聞くのか、それに即した質疑をぜひ議長の方で取り計らってくださいよ。

[30番「ちょっと待ってくださいよ、今の件。水道部長に水量問題に関連してどう 思いますかということを言っているわけだから」〕

(「ちょっと休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

議長(杉原豊喜君)

ただいま申し入れのとおり、質問に対しては明確に、簡潔にお願いいたしたいと思います。 議事を進行します。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

谷口議員の現状の水量等についてだけ御報告をいたします。

確かに北方町の分としまして、3,111トンあります。平日はこれで十分足りるどころか、

水余りの現象にありますけれども、ただ、金曜日か、土曜日、この週末にかけては3,200から3,300というぐらいのところが使用されるのが毎週のどっちかの通例という形になっております。

これにつきましては、西部広域水道事業団自身が1日1日はオーバーしたから、超過料金を取るというシステムにはなっておりませんので、これは1カ月間のトータルで3,111トンをオーバーした場合に超過料金ということになりますから、費用的なものとしては、今変わっていないというのが現状であります。

また、先ほど鉛管とかというのも言われましたけれども、先ほど私が一番冒頭にお答えしましたとおり、まず、御指示として出ている分として考えて、現場としては、支出をどう固めるかということでありますんで、当然先ほどの鉛管からいろんな施設の老朽管の更新等々も含めて、今までの借金も返していかなくてはなりません。そこまで含めて支出についてすべての検討をしているということでございます。

以上でございます。

議長(杉原豊喜君)

議案訂正の件を議題といたします。

先ほど伊藤水道部長より、第73号議案の会計予算書の総則第1条の中で「暫定予算」という部分の「暫定」を削除させてくれという申し出がありました。この申し出を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、申し出のとおり許可いたします。

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第12. 第74号議案 平成18年度武雄市工業用水道事業会計予算を議題といたします。 提出者から補足説明があれば、説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

まことに申しわけございませんけれども、この議案につきましても、補足説明の前に訂正 をお願いしたいと思います。(「訂正が多いよ」と呼ぶ者あり)申しわけございません。

第1ページの第1条のところでございますけれども、ここにつきましても、「暫定予算」 ということになっていますんで、この「暫定」を消していただきたいというふうに思ってい るところでございます。

それでは、第74号議案 平成18年度武雄市工業用水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

予算1ページより説明させていただきます。

まず、第2条 業務の予定量でございますが、給水事業所4社で1日平均給水量390トン、

年間給水量14万2,350トンを見込んでおります。

第3条の収益的収入及び支出のうち収入の工業用水道事業収益では、給水収益などから成る営業収益と、補助金などから成る営業外収益と合わせて63,732千円を見込んでおります。

一方、支出の工業用水道事業費では、62.012千円を計上いたしております。

2ページの第4条 資本的支出では、企業債償還金など30,462千円を見込んでおりまして、 資本的支出額の財源は過年度分損益勘定留保資金を充てることにいたしております。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を規定しています。

第6条の他会計からの補助金でございますが、これは運営費に充てるため57,000千円をお願いしております。

それでは、その内容につきまして、23ページからの予算説明書により、主な収入、支出について説明させていただきます。

まず、23ページの収益的収入1款.工業用水道事業収益でございますが、1項.営業収益のうち給水収益は6,726千円を見込み、2項.営業外収益は、一般会計からの補助金57,000千円をお願いいたしております。

24ページからの収益的支出 1 款.工業用水道事業費でございますが、1項.営業費用のうち1目.原水及び浄水費では、人件費のほか各種装置設備の点検委託料、動力費など15,062千円をお願いいたしております。

次に、25ページの2目.配水及び給水費では、修繕費や材料費など103千円をお願いいた しております。

4目.総係費では、ダム管理負担金などに要する経費等で1,623千円を計上いたしております。

また、5目.減価償却費21,327千円を計上いたしております。

26ページの2項.営業外費用では、企業債の支払利息として23,393千円を予定しております。

次に、1款.資本的支出のうち2項は、企業債償還元金30,461千円を計上いたしております。

予算の3ページに戻りますが、3ページから5ページにかけましては収益的収支及び資本的支出の予算実行計画を、また、6ページには資金計画を、7ページから12ページまでは給与費明細書を記載しております。

13ページと14ページは、合併後3月1日から3月31日までの損益計算書でございまして、6,579千円の純損失となっております。

15ページからは、平成18年3月31日現在の貸借対照表でございまして、資産合計及び負債資本の合計はそれぞれ2,306,858千円となっております。

19ページから平成18年度予定貸借対照表でございまして、年間予算を執行することにより、

資産合計及び負債、資本合計はそれぞれ2,278,615千円になる見込みでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようよろしくお願い をいたします。

#### 議長(杉原豊喜君)

議案訂正の件を議題といたします。

ただいま水道部長より申し入れがございました第74号議案の訂正についてお諮りします。 申し入れのとおり訂正することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、申し入れのとおり許可いたします。

第74号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

ここで3時50分まで暫時休憩をいたします。

休憩15時40分再開15時50分

#### 議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案審議を続けます。

日程第13.報告第2号 平成17年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

報告第2号 平成17年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について申し上げます。

平成17年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第 146号第2項の規定に基づき、御報告を申し上げます。

議案書の35ページからでございます。

今回、五つの事業について報告いたしております。これらの事業にかかわる繰越明許費の 設定については、3月17日及び3月31日付で専決処分を行い、いずれも4月26日開会されま した臨時議会において御報告して、御承認をいただいているものでございます。

3款.民生費のかわのぼり保育園用地造成事業については、保育園用地の取得に際して関係者との調整に不測の日数を要し、用地造成工事が17年度内に完了しなかったため、27,932千円を繰り越すものです。

同じく3款.民生費の武雄市保育所施設整備費補助金については、かわのぼり保育園及び 山内保育園の整備に対する補助金でございまして、国の17年度補正予算に伴い、17年度に繰 り上げて予算計上したものでございまして、その全額を繰り越すものでございます。

4款.衛生費の浄化槽整備事業費については、武雄市生活排水処理基本計画策定に当たって、計画内容を協議会に諮るために不測の日数を要することとなったため、同計画策定業務委託料3.549千円を繰り越すものでございます。

8款.土木費の市道川古武内線道路改築事業については、県営松浦川改修事業との関係で同市道改築事業を県に委託することに伴う工事委託料等について、用地取得に不測の日数を要したことから、17年度内の事業が完了しないこととなったため、12,690千円を繰り越すものでございます。

同じく8款.土木費の天神崎白岩線整備事業については、計画段階での地元協議や下水道 工事との調整に不測の日数を要したことから事業着手が遅延し、17年度内に事業が完了しな いこととなったため、29,800千円を繰り越すものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

### 議長(杉原豊喜君)

報告第2号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。報告第2号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思います。

日程第14.報告第3号 平成17年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

### 大石建設部長〔登壇〕

報告第3号について補足説明を申し上げます。

平成17年度武雄市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告でございます。このことにつきましては、地方自治法第146条第2項の規定により、報告するものでございます。繰越明許費の内容としましては、武雄北部土地区画整理事業費の移転補償費と川端通り憩いの遊歩道工事の繰越明許費でございます。移転補償につきましては、南国ビル関係移転戸数17件で、当初営業補償調査を1カ月予定しておりましたが、不測の日数を要し、その他のこととその後の交渉にも時間を要しました。結果、平成17年12月9日に契約に至りましたが、移転完了が平成19年3月末となる見込みでございます。また、川端通り憩いの遊歩道工事は、高架下利用工事のため、JR九州との利用協議を行い、平成18年2月、調整が調いましたが、年度内完成が見込めなくなりましたので、南国ビル関係移転戸数17件で移転補償

費125,233千円と、川端通り憩いの遊歩道工事3,527,500円と事務費79,500円の合計128,840 千円を繰り越ししたものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉原豊喜君)

報告第3号に対する質疑を開始いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。報告第3号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思います。

日程第15.報告第4号 平成17年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

報告第4号 平成17年度武雄市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について御報告いたします。

このことにつきましては、地方自治法第146条第2項の規定により報告するものでございます。繰越明許費の内容としましては、幹線管渠の布設工事及び下水道事業団に委託しております処理場建設工事に伴う繰越明許費でございます。幹線管渠の布設工事につきましては、現在、小楠交差点付近の幹線管渠工事、延長約130メートル、管径500ミリを推進工法により施工中でございますが、この工事の予算が国の補正による予算であったために、工事発注が本年1月末になったことから年度内完了が見込めなくなりましたので、工事請負費44,000千円、また、下水道事業団に委託しております処理場建設工事で地盤改良に不測の日数を要したことから年度内完了が見込めなくなりましたので、委託料9,900千円、合計53,900千円と事務費といたしまして事業費800千円、総額54,700千円を繰り越したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

議長(杉原豊喜君)

報告第4号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。報告第4号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思います。

日程第16.報告第5号 平成17年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

報告第5号 平成17年度武雄市土地開発公社事業報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。 この事業報告及び決算につきましては、去る5月25日の土地開発公社理事会において承認を 受けたものでございます。

それでは、1ページの平成17年度の事業報告から御説明申し上げます。

初めに、1の土地の取得及び工事についてでございます。公共事業用地、公共事業代替用地合わせまして、全体で取得面積1,044.23平米、32,985,223円で、工事費では3,907,050円といたしております。内容につきましては備考をごらんください。

続きまして、2の土地の処分・附帯等事業についてでございます。公有地処分事業では武雄温泉保養村など8件でございまして、売渡面積4,708.04平米、売渡金額が136,749,106円となっております。附帯等事業収益といたしましては、清本鉄工所跡地駐車場収入など20,418,695円となっています。

次に、2ページの理事会開催状況、事務局の構成、庶務に関する事項、3ページの役員名 簿でございますが、説明は省略させていただきます。

続きまして、4ページの決算報告について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出でございます。収入の部では、第1款.事業収益と第2款.事業外収益合わせて決算額で157,281,455円となっています。支出の分では第1款.事業原価、第2款.一般管理費、第3款.事業外費用、第4款.予備費合わせて199,018,807円となっております。

収入決算額より支出決算額が多くなっていますのは、支出の部では第1款第1項の公有地 取得事業原価を簿価で計算しておりますので、このような金額になっております。

収益的収入支出の差額、差引額がマイナス41,737,352円となり、平成17年度の経常損失となっています。

続きまして、5ページの資本的収入及び支出でございます。

収入の部第1款.資本的収入では、収入で決算額が2,053,924千円、支出の部では2,209,989,059円となっています。

次に、7ページから9ページは決算報告の明細となっていますので、説明を省略させてい ただきます。

次に、10ページの損益計算書について御説明申し上げます。

初めは事業収益でございます。公有地取得事業収益と附帯等事業収益を合わせまして、 157,167,801円となっています。

次に、事業原価が公有地取得事業原価と附帯等事業原価を合わせまして、198,832,277円 となっており、差し引き事業損失は41,664,476円となっています。

次に、一般管理費が186,530円で、これを加えた事業損失は41,851,006円となっています。 続きまして、事業外収益が113,654円でございますので、これを差し引きますと、経常損 失は41,737,352円になります。

当期損失も同額でございます。

財産目録については説明を省略させていただきます。

続きまして、11ページの貸借対照表につきまして御説明申し上げます。

資産の部では、流動資産の合計2,092,835,657円、固定資産の合計3,564,092円、資産合計で2,096,399,749円となっています。

次に、負債の部では、流動負債の合計2,071,165,314円となっています。

資本の部では基本金3,000千円、準備金当期損失分の補填により、22,234,435円となりまして、資本合計で25,234,435円、負債・資本合計で2,096,399,749円となっております。

12ページ以降の公有用地明細表及び各明細表等については説明を省略させていただきます。 以上で報告を終わらせていただきます。

議長(杉原豊喜君)

報告第5号に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

6番(宮本栄八君)〔登壇〕

1ページですけれども、1ページの公共事業用地、市営住宅駐車場整備用地ということで、私は以前から建設に入っておりましたけれども、市営住宅の駐車場をつくるというような話は全然聞いたこともないわけですよね。しかし、ここで31,000千円で土地開発公社が買っているということは、これをもう否決することは大体できんと思うわけですよね。そしたら、事業がそのまま進んでいく。議会として何のそこに入るすき間がなくて、結局は開発公社は開発公社と言いながらも、武雄市が買い戻してやらないとどうもならないわけだから、そこは議会が素通りでそういうのが現実になってしまっているんじゃないかなと思いますけれども、その辺についての見解をお聞きしたいと思います。

議長(杉原豊喜君)

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

さっき御質問の件につきましては、武雄高橋線に伴う公共用地の取得でございまして、公社としては担当部署よりそういう公有地取得の起案を受けまして取得してきたものでございます。

議長(杉原豊喜君)

質疑をとどめます。

報告第5号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思います。

日程第17.報告第6号 平成17年度財団法人佐賀勤労者福祉事業団事業報告についてを議

題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長 松尾経済部長〔登壇〕

報告第6号 平成17年度財団法人佐賀勤労者福祉事業団事業報告について、地方自治法第 243条の3第2項の規定に基づき御報告をいたします。

なお、事業団が本年1月31日をもって解散いたしましたので、今回の報告については平成 17年度事業に加え、解散から精算までの経過について御説明したいと思います。

なお、この事業報告は4月13日の精算人会において承認をされたものでございます。

まず、第1ページでございます。1ページ上段に平成17年度事業概要について記載しております。

2ページに部門別、月別の利用人員の集計表を掲載いたしております。平成17年度は4月1日から18年1月31日解散までの10カ月間の営業でございます。事業収入は274,292,749円、利用者は7万9,259人で、前年度同期と比較いたしますと、収入で約37,753千円、利用人員で1万5,071人の減となりました。平成17年度におきましては、営業活動の積極的推進や諸経費の節減など、職員一丸となって経営改善に努めてまいりましたが、宿泊部門での伸び悩みなどにより、単年度損益では約28,406千円の赤字となっております。

なお、前期繰越剰余金を差し引き、平成18年4月1日以降の損益を差し引きますと、最終的な剰余金の残高は2,908,921円となります。

1ページ下段には、精算関係の報告について記載をいたしております。武雄温泉ハイツについては、昭和53年11月に特殊法人「雇用能力開発機構」が建設し、運営を佐賀県に委託、佐賀県から財団法人佐賀勤労者福祉事業団に再委託する形でスタートをいたしました。以来、勤労福祉施設として運営に努めてきたところでございますが、国内の宿泊機能を持った施設間の競合が激しくなり、収支の状況が厳しく、また、多様化する勤労者の福祉の要求を満たすためには、宿泊施設としての機能のみでは競争力を維持できない状況となってきたところです。(「簡潔に」と呼ぶ者あり)はい。

それでは、簡潔に申し上げます。 3ページから 4ページにかけまして、決算状況について 掲載をいたしております。 3ページの貸借対照表の資産の部でございますが、固定資産等に ついてはすべて処分し、先ほど申し上げましたように、出資金、剰余金については処分いた しましたので、資産の部、資本の部いずれもゼロ円と決算いたしております。

次に、損益計算書につきましては、3ページから4ページにかけてお示しをいたしております。平成18年3月末で当期末処理剰余金は3,353,994円となっております。さらに4月以降に発生し、17年度決算に計上できなかった分を加えますと、最終的な未処理剰余金は2,908,921円となります。この分につきましては、武雄市の方に寄附するということにいたしております。

それから、もう一つ武雄市の方から出資金として1,000千円を開設当初いただいておりま したが、これにつきましては市の方へ返礼するということにいたしております。

あと、5ページには先ほど説明申し上げました剰余金の計算書を掲載いたしております。 6ページから7ページにかけましては役員名簿、決算監査報告について掲載いたしており ます。

以上で財団法人佐賀勤労者福祉事業団の事業報告を終わらせていただきます。

### 議長(杉原豊喜君)

報告第6号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。報告第6号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思います。

日程第18.報告第7号 平成17年度財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題とい たします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀教育部長

#### 古賀教育部長〔登壇〕

報告第7号 平成17年度財団法人武雄市体育協会事業報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法の規定に基づいて報告をするものでございます。この報告並びに 決算につきましては、去る5月16日の財団法人武雄市体育協会理事会において承認を受けた ものでございます。

それでは、報告書の1ページと2ページの事業概要、3ページの事業報告から御説明を申 し上げます。

平成17年度の重点目標として競技力向上と種目競技団体の充実、生涯学習スポーツの振興、 体育協会組織の充実の3点を掲げて、主な事業といたしましては、市民体育大会、各町対抗 での市内一周駅伝大会、グラウンドゴルフ大会の開催、県体や県内一周駅伝大会への参加と 選手強化に取り組まれております。

県体では残念ながら昨年の8位から順位を下げまして10位という結果でございましたが、 それぞれの種目で健闘をいただきました。

また、県内一周駅伝大会では、選手の皆さんが一丸となって活躍をされまして、平成16年度の6位から今年度、17年度は5位に入るという好成績を上げております。また、個人賞とか新人賞、区間賞をとるなどさまざまな活躍をされておられます。

自主事業といたしまして、武雄グラウンドゴルフ大会、市内ミニバレーボール大会、市民 ペタンク大会、市民グラウンドゴルフ大会などが開催されております。

続きまして、4ページと5ページの収支決算書でございます。

まず、収入の部でございますが、市の補助金、管理運営委託料ほかで収入済額29,370,761

円、支出の部につきましては、管理費、事業費等で支出済額28,292,515円となっております。 差し引き1.078.246円は18年度へ繰り越しということになっております。

それから、6ページの貸借対照表、7ページの正味財産増減計算書、8ページの財産目録 につきましては、それぞれ詳細を記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

9ページは監査報告でございます。

以上、簡単でございますが、事業報告を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上 げます。

### 議長(杉原豊喜君)

報告第7号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。報告第7号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思います。

日程第19.報告第8号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

報告第8号 専決処分の報告についてにつきまして御説明いたします。

この報告は、職員が起こしました交通事故に対する損害賠償の額について、 6 月 8 日に専 決処分をいたしたものでございます。

事故の概要でございますが、平成18年3月30日、午前11時15分ごろ公用車を運転中の教育部山内分室の職員が、県道嬉野山内線を有田方面へ走行中、茅場踏切前交差点において、進行方向の左側道路から進入してきた自動車と出会い頭衝突したものであります。この事故は物損事故で、職員が運転する公用車は優先道路を走行しておりましたが、最徐行をしていなかったことから過失割合が10%生じ、相手車両の損害額の10%28,300円を賠償することになりました。事故を起こしましたことにつきましておわび申し上げますとともに、今後の事故防止につきまして、さらに指導を徹底してまいりたいと存じます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。 議長(杉原豊喜君)

報告第8号に対する質疑を開始いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。報告第8号は法令の規定に基づき提出された報告でありますので、この程度にしたいと思います。

日程第20.請願第1号 「JR九州への支援策等に関する意見書」の提出をお願いする請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。5番大河内議員

### 5番(大河内 智君)〔登壇〕

「JR九州への支援策等に関する意見書」の提出をお願いする請願書について、紹介議員 として説明をさせていただきます。

表題につきましては、約20年前に当時の国鉄が膨大な赤字を抱える中で、当時の国鉄を分割し、そして民営化することによって、その再生を図ろうという趣旨でございました。当時私自身も国鉄で仕事をしていましたけれども、結果的には分割民営での新会社移行後には採用されなく今日まで参りましたが、新しい会社で残された仲間は一生懸命JRを再建すべく、これまで取り組んでまいったわけです。

実は、お手元に資料の表面の方にこの間の経緯等も書いておりますけれども、JR連合長 崎県協議会の手嶋議長の方から趣旨は書いてありますが、その後段真ん中付近の方から、さ て昭和62年4月1日に当時の国鉄が民営化、分割された中で、いわゆる7分割された会社の 経営状況が大変厳しい中で、とりわけ九州、四国、北海道については、その経営をよりフォ ローするために経営安定基金が設けられたわけです。例えば、JR九州の場合は基金が 3,877億円基金をつくられました。その運営金として経営のより以上の補填をしてきたわけ ですけれども、実はその運用利息が、利率がだんだん下がりまして、当時、昭和62年は283 億円あった運用金が平成16年には149億円まで実は下がってしまいました。一方、それとは 別に各地方公共団体に対して、税の減免についても提案がされ、これまで取り組みをしても らいました。そういう状況の中で、発足から10年目に一回議論がされ、それから5年置きに てずっとこの間延伸が行われてまいりましたが、今回平成19年3月をもって期限切れを迎え ようと実はしています。このJR九州の経営につきましては、そういう支援策等があった中 で初めてこの間の経営もされてきました。一方、職員の状況につきましても、発足当時1万 5,000あった人数が、現在は8,700まで経営合理化された状況もありますけれども、そういう 状況の中でもぜひこの経営安定基金の運用と、それから減免措置の行動につきましてぜひ趣 旨を御理解いただきますように御案内申し上げます。

以上です。よろしくお願いします。

議長(杉原豊喜君)

紹介議員に対する質疑を開始いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

請願第1号は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第21.請願第2号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。5番大河内議員

5番(大河内智)〔登壇〕

「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める意見書」の提出を求める請願です。

実は、このBSE問題は、ちょうど1年前の昨年6月議会の6月17日、私はこの旨で実は請願をいたしました。それからちょうど1年たちました。実はその当時、大変厳しい状況の中でも12月から再開しようということで、このBSE問題を抱えながらも再開されましたが、それから即トラブルがまた起こりました。当時私は米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対という標目で出しましたが、今回はそういう意味で抗議という言葉もついていますけれども、ぜひこの間の報道なり、そして、取り組みにつきまして消費者団体を含めて食の安全、安心を求める立場の中からも御審議の上、ぜひ議員各位の御賛同お願いいたします。

以上です。

議長(杉原豊喜君)

紹介議員に対する質疑を開始いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

請願第2号は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第22.請願第3号 「高金利引き下げに関する意見書」の提出を求める請願を議題と いたします。

紹介議員の説明を求めます。27番髙木議員

27番(髙木佐一郎君)〔登壇〕

それでは、「高金利引き下げに関する意見書」の提出を求める請願についての内容につい ての説明をいたします。

御承知のとおり、大変今、個人破産というものがふえてきております。年間20万件を突破しているというふうに言われておりますし、また、経済的な理由によって自殺者というのがかなりふえておりまして、年間8,000人というふうに言われております。そういう問題の背景に多重債務というのがあるわけであります。消費者金融の問題であります。昔はサラ金というふうに言っておりましたけれども、今日では消費者金融の問題というふうに言われているようであります。その金利の部分が大変大きな問題になっておりまして、いわゆるグレーゾーンということがございます。金利につきましては、利息制限法によりまして、上限が定められているわけでありますが、俗に言う消費者金融につきましては、その利息制限法を超えて貸し出しをする、そしてまた取り立てをするということでございます。そういうことが一つの大きな社会的な問題になっております。

内容については武雄法律事務所の弁護士の大和先生が私の方に要請があったわけであります。内容について勉強しようということで最高裁の判例を引きましたら、41件というのがだーっと出てきまして、ページ数にすると80ページぐらい出てきましたので、それだけ深刻な

問題なんだなということが実感としてわかったところであります。

よって、国民生活における不安を解消し、その安定を実現するため高金利引き下げに関する意見書提出を採択していただきたいというものでございます。議員の皆さんの御理解をよるしくお願い申し上げます。

# 議長(杉原豊喜君)

紹介議員に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

請願第3号は総務文教常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 16時24分